

3 教育委員会における取組状況調査

3. 1 回答数

表 6 回答数（教育委員会）

種別	配布数	回収数	回収率
都道府県教育委員会	47 件	47 件	100%
政令市教育委員会	19 件	19 件	100%
市区町村教育委員会 (うち種別未回答)	1731 件	918 件 (1 件)	53%
合計	1797 件	984 件	55%

※ 種別未回答の 1 自治体については、一部集計の集計対象から除外した。

3. 2 単純集計項目

表 7 単純集計項目（教育委員会）

調査項目	設問	分類
(1) 消費者 担当部局との 連携について	Q1 消費者関連部局との連絡協議会の設置	単一選択
	Q2 連絡協議会名及び設置時期	自由記述
	Q3 連絡協議会の開催頻度	単一選択
	Q4 連絡協議会の構成メンバー及び主催組織	複数選択
	Q5 連絡協議会の活動によって得られた成果	複数選択
	Q6 連絡協議会の課題	複数選択
	Q7 連絡協議会を設置していない理由	複数選択
	Q8 消費生活センターとの連携の有無	単一選択
	Q9 消費生活センターとの連携内容	複数選択
(2) 社会教 育関連の取組 について	Q10 教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組	複数選択
	Q11 消費者教育関連の取組内容	複数選択
	Q12 教育委員会が実施している取組における講師の属性	自由記述
	Q13 教育委員会が実施している取組における効果測定	複数選択
	Q14 教育委員会が実施している取組事例	単一選択
	Q15 消費者教育関連の取組事例の内容	複数選択
	Q16 消費者教育関連の取組事例の対象者	複数選択
	Q17 消費者教育関連の取組の開始年度	単一選択
	Q18 社会教育施設主催の消費者教育の実施状況の把握について	単一選択
	Q19 社会教育施設主催の取組事例の回答数	単一選択
	Q20 社会教育施設主催の取組事例の実施内容	複数選択
	Q21 社会教育施設主催の取組の具体例の対象者	複数選択
	Q22 社会教育施設主催の取組事例の事業開始年度	単一選択
(3) 学校教 育関連の取組 について	Q23 学校における消費者教育の実施状況の把握について	単一選択
	Q24 学校における消費者教育の回答事例	単一選択
	Q25 学校の消費者教育事例における外部講師の状況について	複数選択
	Q26 学校の消費者教育事例の内容について	複数選択
	Q27 学校の消費者教育事例の事業開始年度について	単一選択
	Q28 教職員研修における消費者教育の取扱い状況	単一選択
	Q29 教職員研修における消費者教育の内容について	複数選択
	Q30 教職員研修制度の具体的内容	自由記述
	Q31 教育委員会と消費者担当部局との人事交流	複数選択
(4) 消費者 教育に関する 今後の取組・ 課題について	Q32 消費者教育に関する取組	自由記述
	Q33 消費者教育に関する今後の重点課題	複数選択
	Q34 消費者教育を推進する際の課題	複数選択
	Q35 消費者教育推進のために国に期待すること	複数選択

3. 3 単純集計結果

(1) 消費者関連部局との連携について

Q1 消費者担当部局との連絡協議会の設置

貴教育委員会において、消費者担当部局と連携強化のため、連絡協議会を設置していますか。(1つ選択)

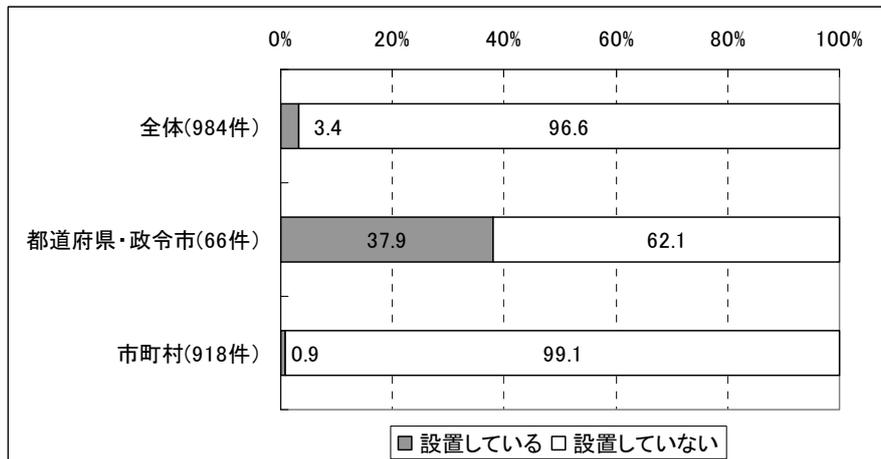


図 7 8 消費者担当部局との連絡協議会の設置の有無

消費者担当部局と連携強化のため、連絡協議会を設置している教育委員会は全体で約 3%に留まっている。都道府県・市町村別に見た場合、都道府県・政令市においては約 4 割の教育委員会において連絡協議会が設置されている。

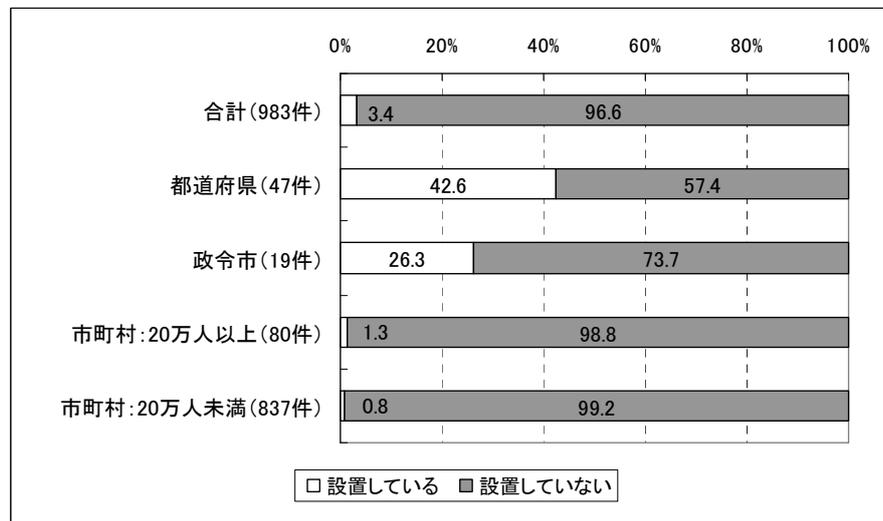


図 7 9 消費者担当部局との連絡協議会の設置 (自治体規模別)

消費者担当部局との連絡協議会の設置について自治体規模別にみた場合、「都道府県」及び「政令市」について設置率が高く、市町村については約 1%であった。また、市町村の規模により設置率の差は殆どない。

Q2 連絡協議会名及び設置時期

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連絡協議会の名称、設置時期（設置年度）をご記入ください。

表 8 連絡協議会名及び設置時期

No	設置年度	種別	教育委員会	連絡協議会名
1	1967年	都道府県	大分県	大分県消費者行政連絡協議会
2	1988年 (2件)	都道府県	神奈川県	神奈川県における消費者教育推進協議会
3		政令市	神戸市	消費者教育推進研究会
4	1991年	都道府県	福岡県	消費者教育推進連絡会議
5	1994年	政令市	札幌市	札幌市消費者行政推進連絡会
6	1996年	都道府県	島根県	消費者教育推進連絡会議
7	1997年 (2件)	政令市	仙台市	仙台市消費者教育連絡協議会
8		市町村	豊丘村	女性団体連絡協議会
9	1998年	市町村	下松市	青少年相談担当者連絡会
10	2000年	市町村	柏市	柏市消費者教育推進連絡会
11	2005年	市町村	甲斐市	甲斐市租税教育推進協議会
12	2006年 (9件)	都道府県	岩手県	岩手県消費者教育連絡会議
13		都道府県	宮城県	消費者行政連絡調整会議
14		都道府県	埼玉県	消費者教育連携会議
15		都道府県	山梨県	山梨県消費者教育関係機関連絡協議会
16		都道府県	大阪府	大阪府消費者教育連絡会議
17		都道府県	和歌山県	和歌山県消費者教育連絡協議会
18		都道府県	岡山県	岡山県消費者教育連絡協議会
19		都道府県	鹿児島県	若年消費者連絡協議会
20		政令市	広島市	広島市消費者行政ネットワーク会議
21	2007年 (8件)	都道府県	千葉県	千葉県多重債務問題対策本部
22		都道府県	石川県	石川県多重債務問題対策協議会
23		都道府県	長野県	長野県多重債務者対策協議会
24		都道府県	広島県	広島県消費者教育連絡協議会
25		都道府県	香川県	香川県多重債務者対策協議会
26		都道府県	愛媛県	消費者担当部局と教育担当部局の連携に係る担当者会
27		都道府県	高知県	高知県多重債務者対策協議会
28		都道府県	三重県	三重県多重債務問題庁内連絡会議
29	2008年 (2件)	市町村	南砺市	南砺市消費者行政庁内連絡会議
30		市町村	宗像市	宗像市消費生活連携会議
31	2009年	市町村	国富町	国富町生活支援ネットワーク
32	2010年 (2件)	政令市	相模原市	相模原市消費生活基本計画検討会議及びワーキング
33		市町村	苫小牧市	苫小牧市消費者被害防止ネットワーク

Q3 連絡協議会の開催頻度

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連絡協議会の開催頻度について、あてはまるものを選択してください。（1つ選択）

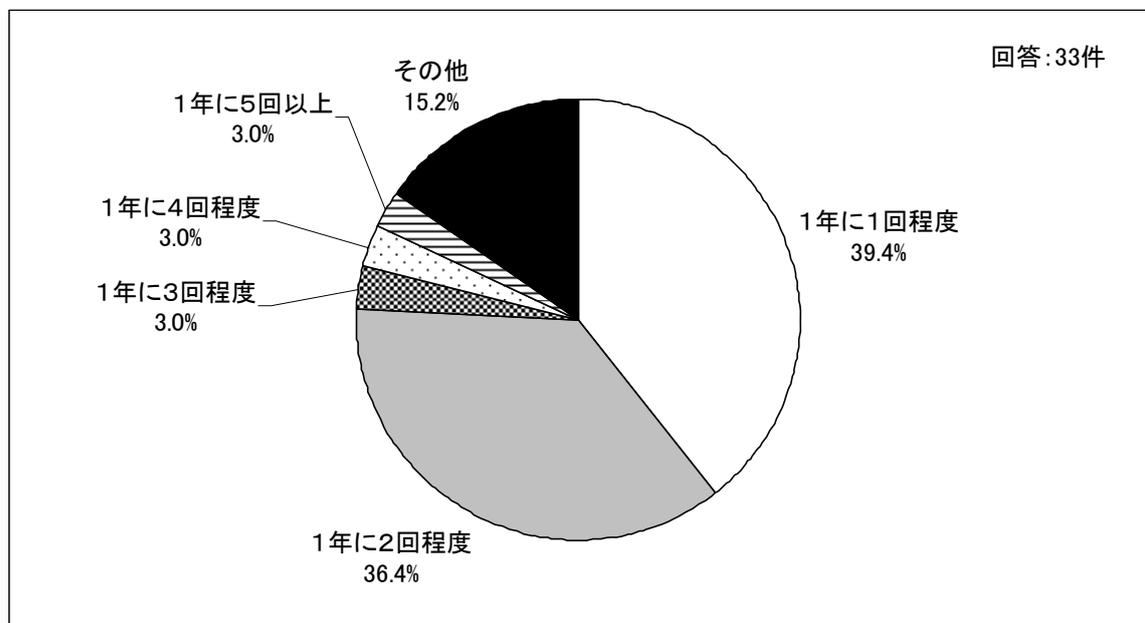


図 80 連絡協議会の開催頻度

連絡協議会を設置している教育委員会における連絡協議会の開催頻度は、「1年に1回程度（39.4%）」が最も多く、約4割であった。次いで「1年に2回程度（36.4%）」が多く、1年に3回程度、4回程度、5回以上を合わせた場合、「1年に3回以上」開催している教育委員会は約1割であった。

「その他（15.2%）」としては、「必要に応じて随時開催」、「協議会年に1回程度、このほかワーキング会議を年に3回程度」、「不定期」等があげられた。

Q4 連絡協議会の構成メンバー及び主催組織

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連絡協議会の構成メンバーを伺います。あてはまるものをすべて選択してください。
また、連絡協議会を主催している組織を選択してください。（複数選択）

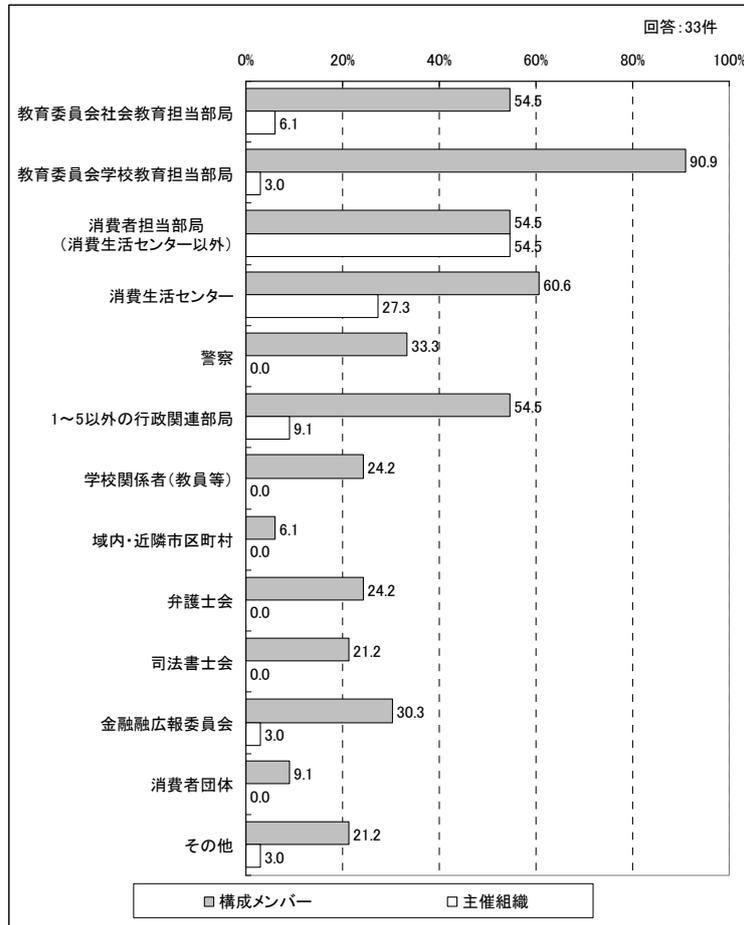


図 8 1 連絡協議会の構成メンバー及び主催組織

連絡協議会の構成メンバーとしては、「教育委員会学校教育担当部局（90.9%）」、「教育委員会社会教育担当部局（54.5%）」、「消費生活センター（60.6%）」、「消費者担当部局（54.5%）」が5割を超えている。主催組織としては、「消費者担当部局（54.5%）」が最も多い。

「1～5以外の行政関連部局（54.5%）」としては、「福祉、商工労働、農林水産、土木建築部」、「総合教育センター、学事振興課」、「人権推進課、家庭児童相談員、福祉事務所母子自立支援員」等があげられた。「学校関係者（教員等）（24.2%）」としては、「総合教育センター」、「小中高家庭科担当教員」、「市内校長会代表」、「教科研究部会」等、があげられた。また、「その他（21.2%）」としては、「日本貸金業協会」、「日本司法支援センター」、「PTA協議会」、「社会福祉協議会」等があげられた。

Q5 連絡協議会の活動によって得られた成果

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連携協議会の活動によって得られた成果を伺います。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

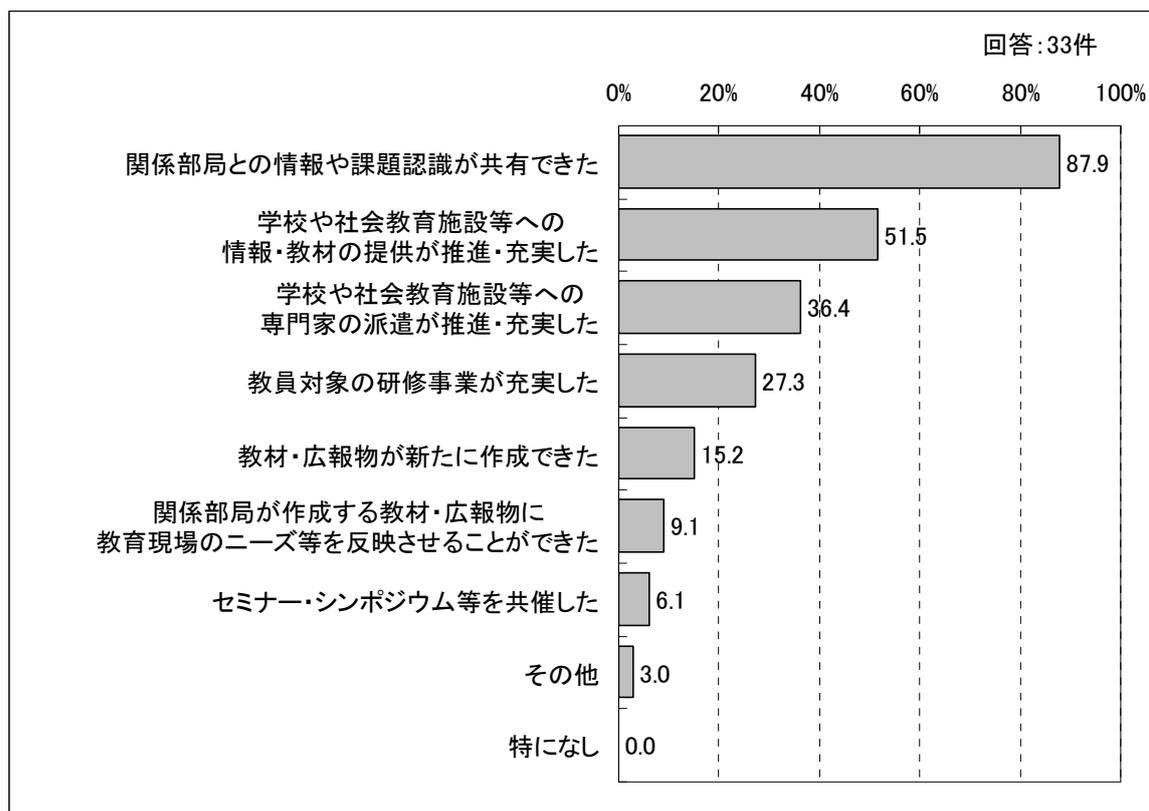


図 8 2 連絡協議会の活動によって得られた成果（連絡協議会設置自治体のみ）

連携協議会の活動によって得られた成果としては、「関係部局との情報や課題認識が共有できた（87.9%）」が最も多い。次いで、「学校や社会教育施設等への情報・教材の提供が推進・充実した（51.5%）」、「学校や社会教育施設等への専門家の派遣が推進・充実した（36.4%）」が多い。

Q6 連絡協議会の課題

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連絡協議会についてどのような課題がありますか。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

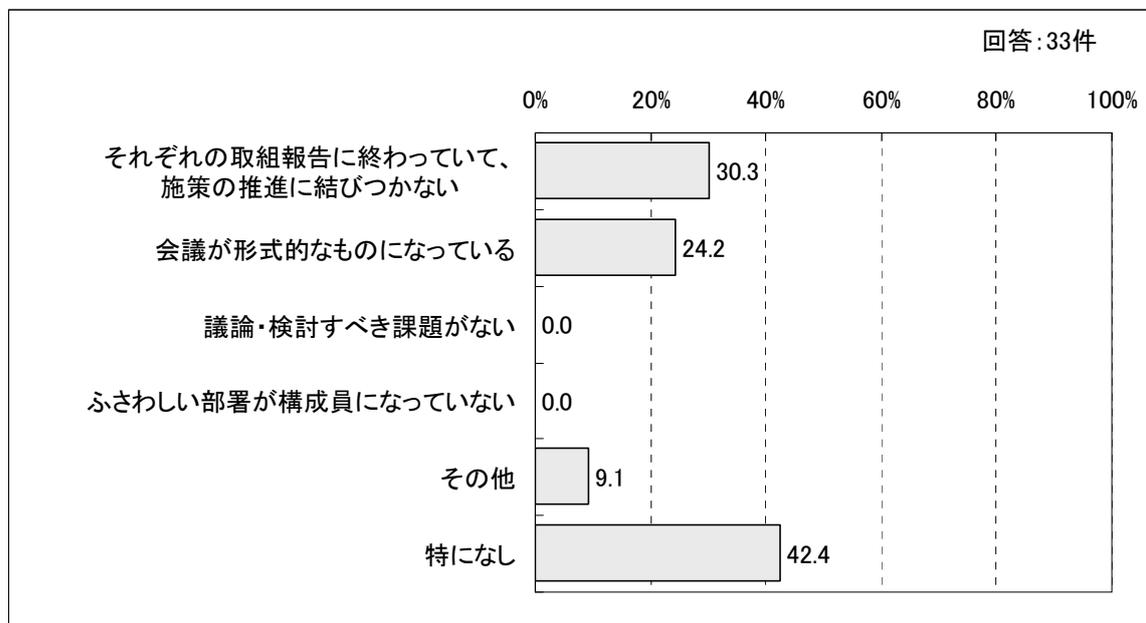


図 8 3 連絡協議会の課題（連絡協議会設置自治体のみ）

連絡協議会における課題は、「特になし（42.4%）」と回答した教員委員会が最も多く、課題としては、「それぞれの取組報告に終わっていて、施策の推進に結びつかない（30.3%）」が最も多い。

「その他（9.1%）」としては、「現場の教員が多忙で、会の開催が困難」、「各関係部局がより実効性のある取組への展開を希望」等があげられた。

Q7 連絡協議会を設置していない理由

【Q1で「設置していない」を選択した場合】

連絡協議会を設置していない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択)

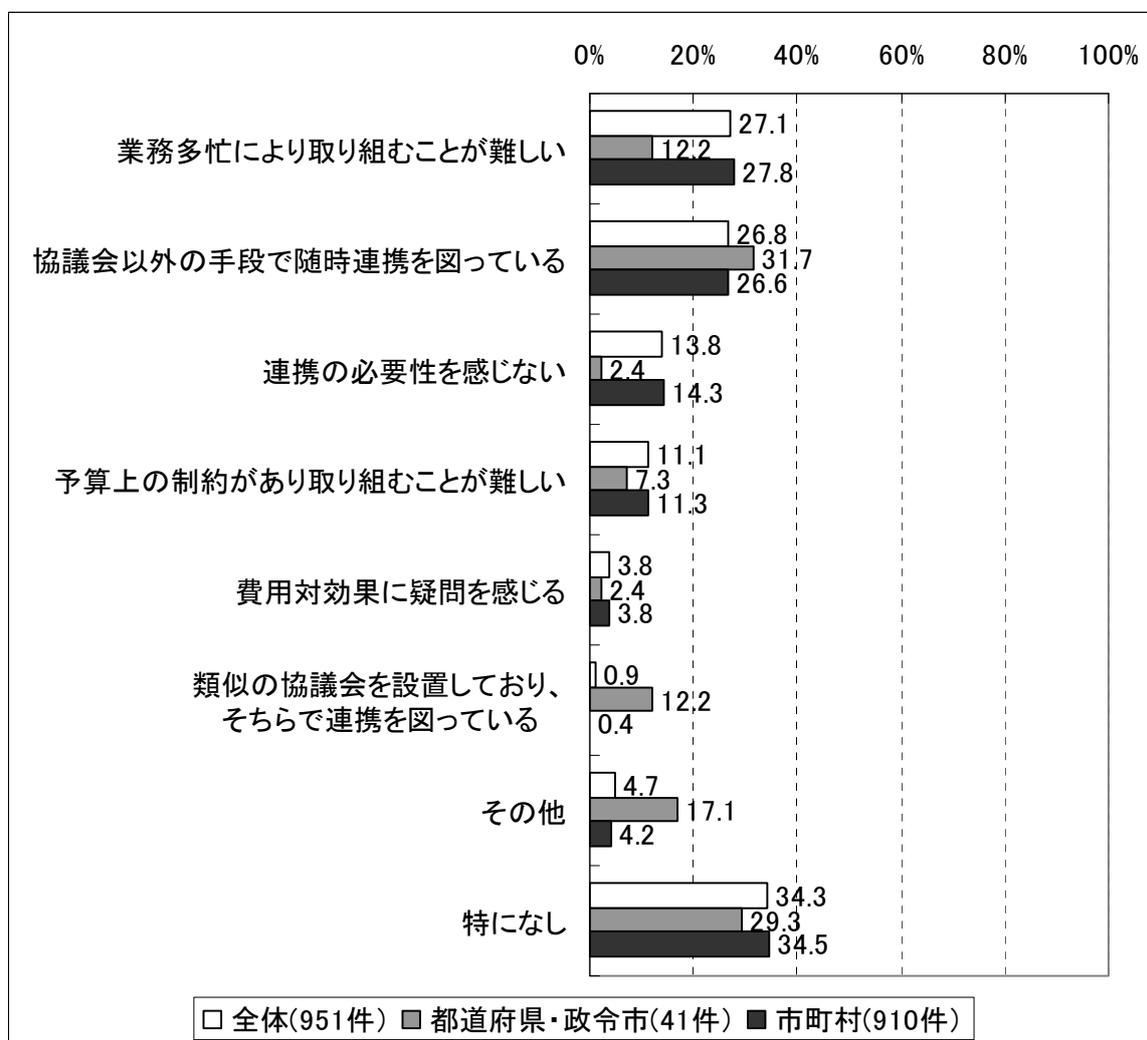


図 8 4 連絡協議会を設置していない理由 (連絡協議会を設置していない自治体のみ)

連絡協議会を設置していない理由としては、「特になし (34.3%)」が最も多い。設置していない具体的な理由としては、「業務多忙により取り組むことが難しい (27.1%)」や「協議会以外の手段で随時連携を図っている (26.8%)」が多い。都道府県・市町村別に見た場合には、都道府県・政令市は、「類似の協議会を設置しており、そちらで連携を図っている (12.2%)」と回答した割合が市町村と比較して高い。類似の協議会としては、「消費者行政推進会議」、「多重債務者対策協議会」、「生活指導主任会」、「消費者問題研究協議会」等があげられた。

「その他 (4.7%)」としては、「連絡協議会設置の必要性なし」、「人的余裕の不足」、「本市において、消費者関係部局なし」等があげられた。

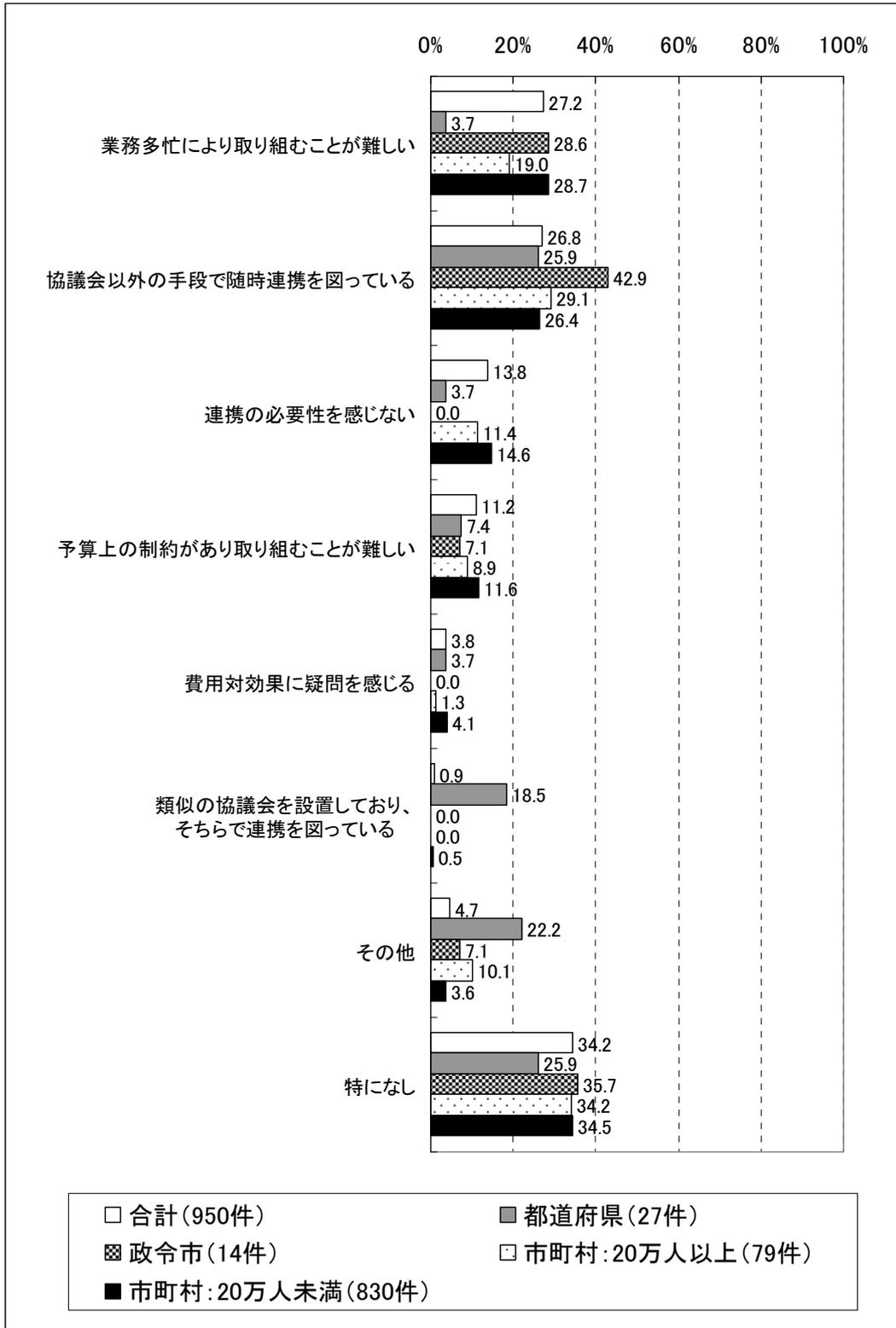


図 8 5 連絡協議会を設置していない理由（自治体規模別）

連絡協議会を設置していない理由について自治体規模別にみた場合、「政令市」については「協議会以外の手段で随時連携を図っている」割合が高い。また、「都道府県」については「類似の協議会を設置しており、そちらで連携を図っている」割合が相対的に高い。

Q8 消費生活センターとの連携の有無

消費生活センターと消費者教育に関して連携していますか。(1つ選択)

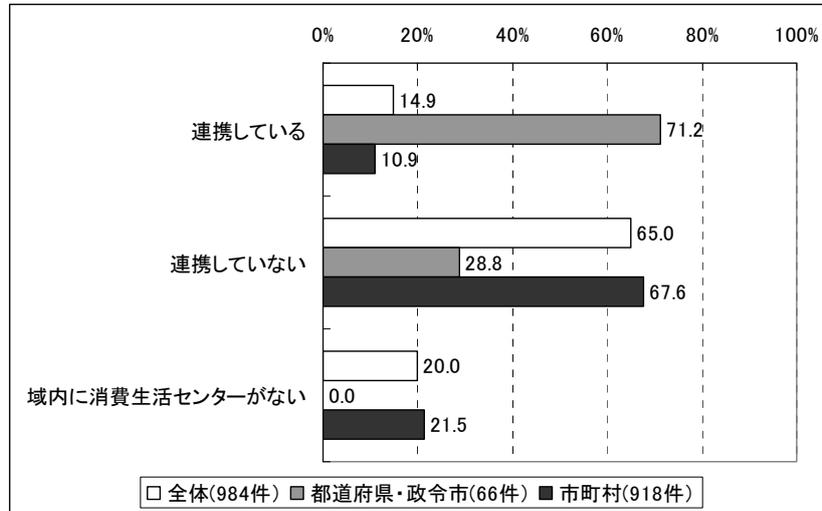


図 8 6 消費生活センターとの連携の有無

消費生活センターとの連携については、「連携していない (65.0%)」教育委員会が全体としては約 6 割を超えている。都道府県・政令市については、約 7 割の教育委員会が「連携している (71.2%)」が、市町村は「連携している (10.9%)」教育委員会は約 1 割である。

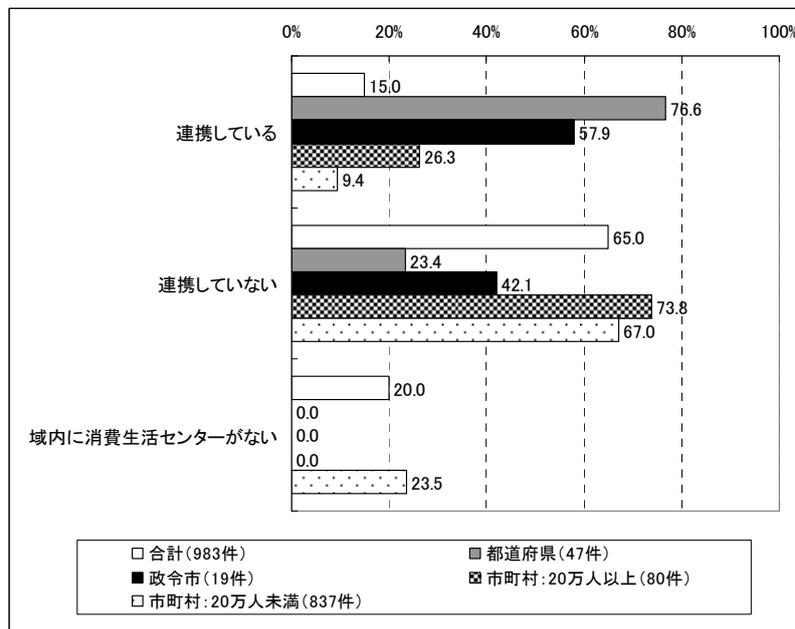


図 8 7 消費生活センターとの連携の有無 (自治体規模別)

消費生活センターとの連携の有無について自治体規模別にみた場合、自治体の規模が小さくなる程、連携している割合は低くなる。また、20 万人未満の市町村については約 2 割が「域内に消費生活センターがない (23.5%)」。

Q9 消費生活センターとの連携内容

【Q8で「連携している」と選択した場合のみ回答】

消費生活センターとの連携で実施している内容はどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

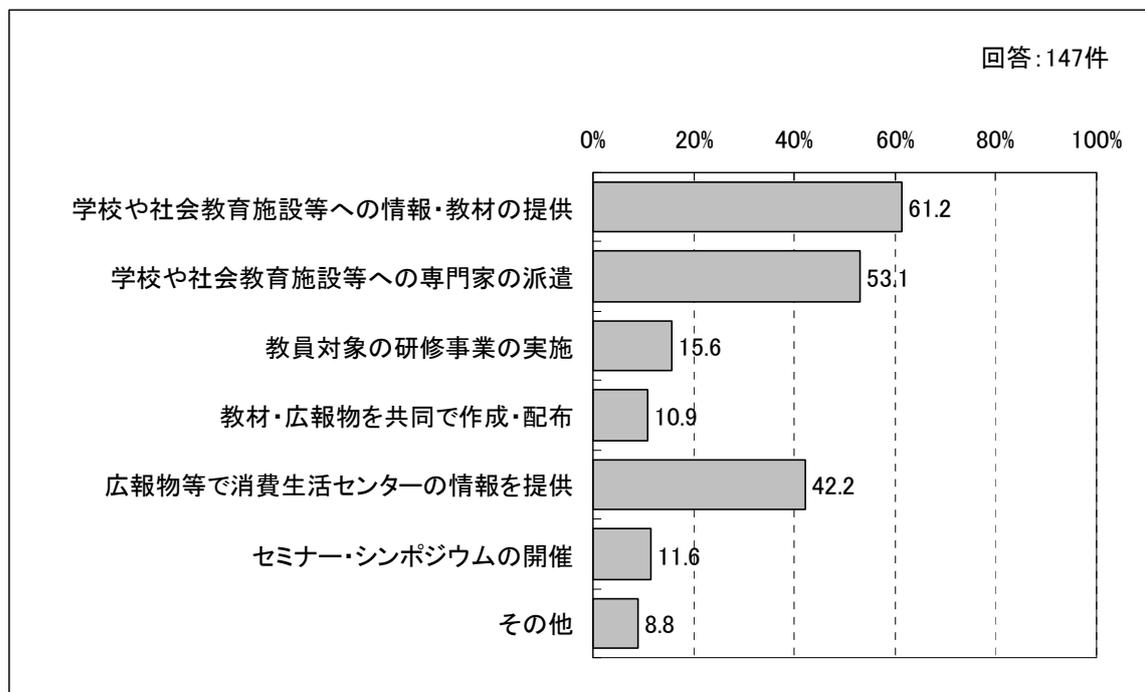


図 88 消費生活センターとの連携内容

消費生活センターとの連携で実施している内容としては、「学校や社会教育施設等への情報・教材の提供（61.2%）」や「学校や社会教育施設等への専門家の派遣（53.1%）」が約 5 割を超えている。次いで、「広報物等で消費生活センターの情報を提供（42.2%）」が多い。

「その他（8.8%）」としては、「出前講座の開催」、「高齢者の教育啓発」、「広報物の配付」等があげられた。

(2) 社会教育関連の取組について

Q10 教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組の有無

貴教育委員会が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施を予定している消費者教育関連の取組がありますか。(複数選択)

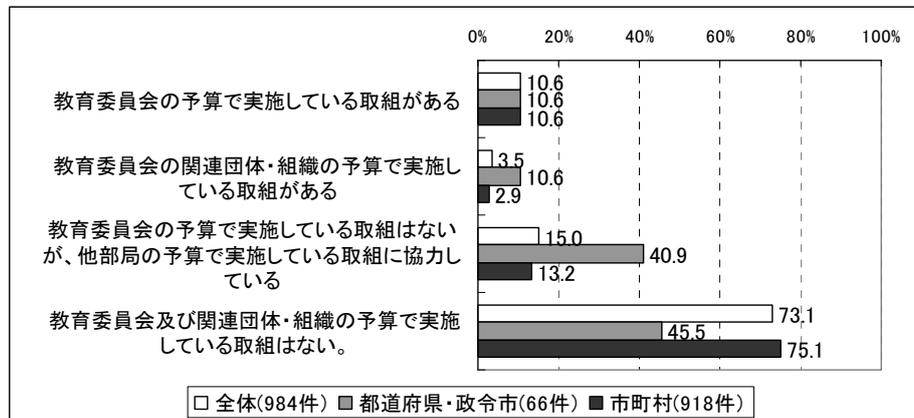


図 89 教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組の有無

教育委員会の消費者教育関連の取組としては、「教育委員会及び関連団体・組織の予算で実施している取組はない。また、他部局の取組については承知していない(73.1%)」が最も多く7割を超えている。「教育委員会の予算で実施している取組がある(10.6%)」場合は、約1割に留まっている。

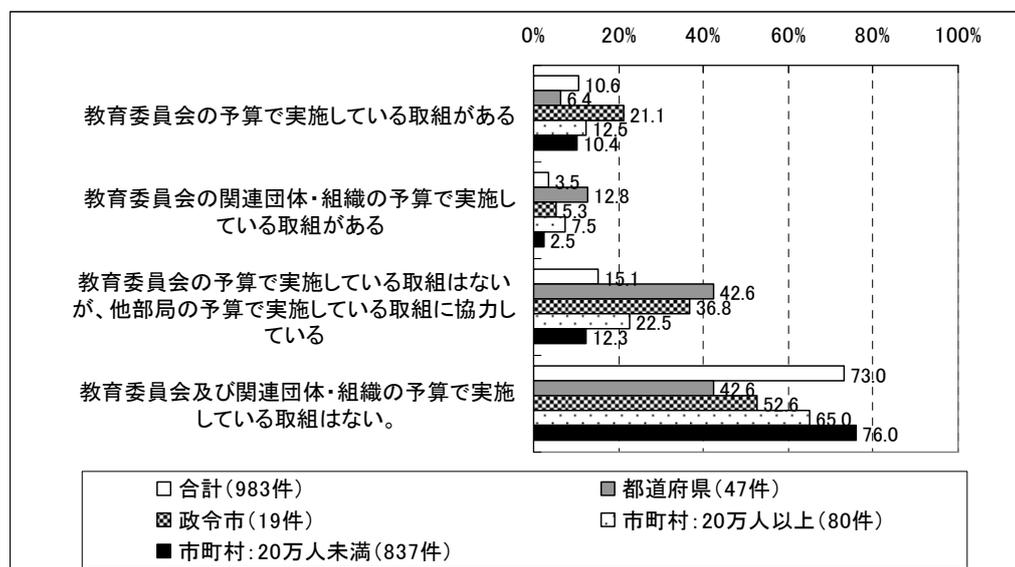


図 90 教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組の有無(自治体規模別)

教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組の有無について自治体規模別にみた場合、都道府県は「教育委員会の予算で実施している取組がある(6.4%)」割合が相対的に低い。

Q11 消費者教育関連の取組内容

【Q10で「教育委員会及び関連団体・組織の予算で実施している取組はない」以外を選択した場合のみ回答】

貴教育委員会が実施・協力している消費者教育関連の取組について、あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択)

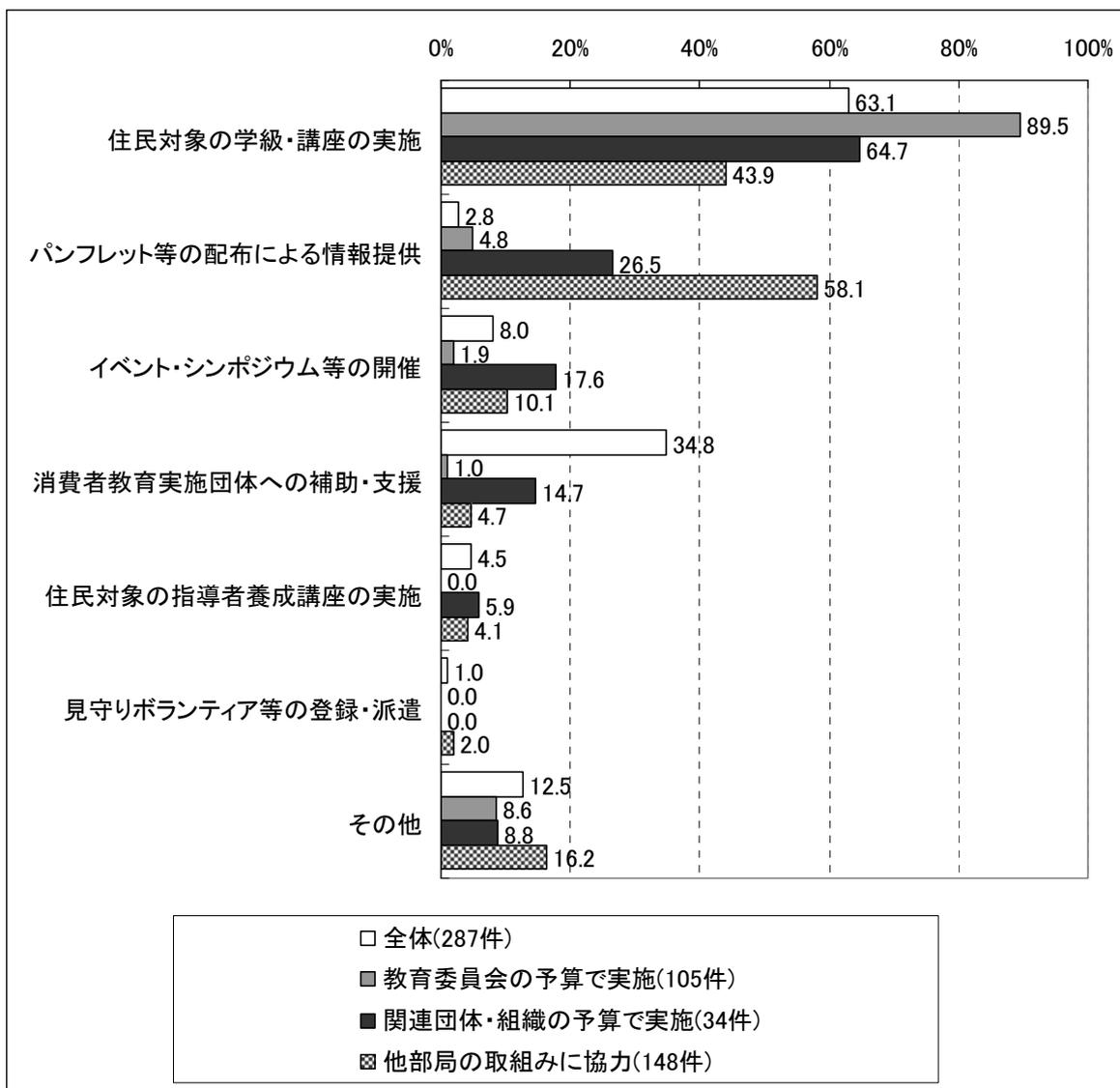


図 9 1 消費者教育関連の取組内容

教育委員会が実施・協力している消費者教育関連の取組としては、「住民対象の学級・講座の実施 (89.5%)」が最も多く、教育委員会の予算で実施している場合については約 9 割を占めている。他部局の取組に協力している取組としては、「パンフレット等の配布による情報提供 (58.1%)」が最も多い。

教育委員会の予算で実施している活動の「その他 (8.6%)」としては、「出前講座のコーディネート」、「金銭教育」、「教材ソフトの選定に関する情報提供」、「パンフレットの作成」等があげられた。

Q12 教育委員会が実施している取組における講師の属性

【Q11 で「住民対象の学級・講座の実施」,「住民対象の指導者養成講座の実施」を選択し、教育委員会の予算で実施している場合】

住民対象の学級・講座や指導者養成講座を担当している講師の属性について伺います。あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択)

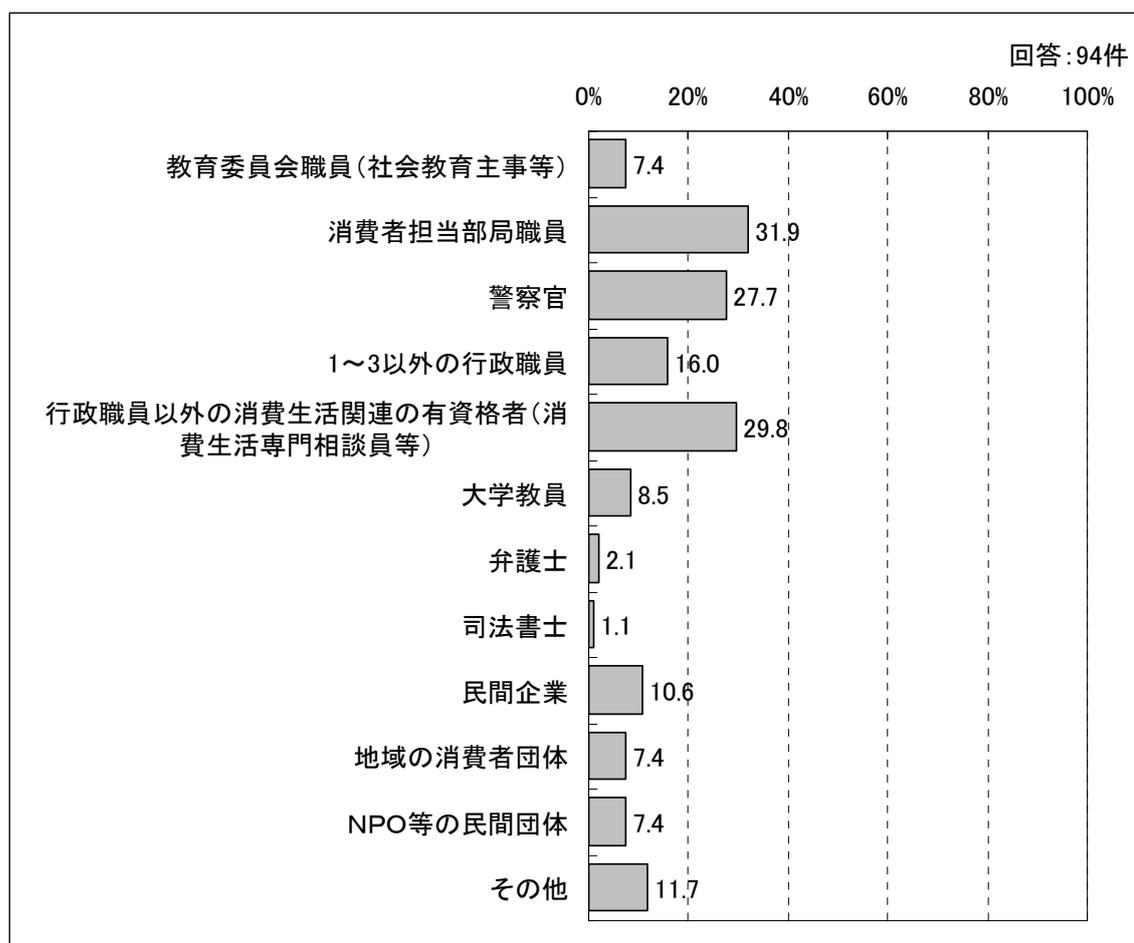


図 9 2 教育委員会が実施している取組における講師の属性

教育委員会が実施している取組における「住民対象の学級・講座や指導者養成講座を担当している講師」としては、「消費者担当部局職員(31.9%)」が最も多く、次いで「行政職員以外の消費生活関連の有資格者(29.8%)」が多い。「地域の消費者団体(7.4%)」や「NPO等の民間団体(7.4%)」は1割以下であった。

「1~3以外の行政職員(16.0%)」としては、「保健所職員」、「環境局」、「農政局職員」等、「民間企業(10.6%)」としては、「証券会社」、「電力事業者」、「通信事業者」等があげられた。また、「その他(11.7%)」としては、「薬剤師」、「日本電機工業会」、「社会保険労務士」等があげられた。

Q13 教育委員会が実施している取組における効果測定の有無

【Q11 で「住民対象の学級・講座の実施」,「住民対象の指導者養成講座の実施」を選択し、教育委員会の予算で実施している場合】

住民対象の学級・講座や指導者養成講座について教育効果の把握をしていますか。(複数選択)

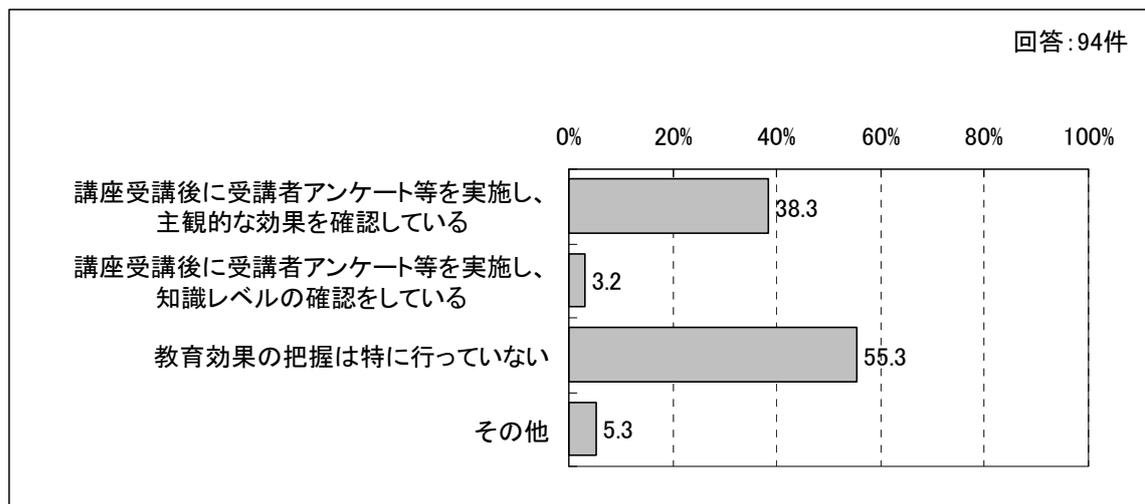


図 9 3 教育委員会が実施している取組における効果測定の有無

教育委員会が実施している取組における効果測定として、住民対象の学級・講座や指導者養成講座においては、約4割が「講座受講後に受講者アンケート等を実施し、主観的な効果を確認している (38.3%)」。一方で、約5割の教育委員会が「教育効果の把握は特に行っていない (55.3%)」。

「その他 (5.3%)」としては、「内容を理解できたか、受講した感想、講座への要望」の3点について報告を受領、「代表者へのアンケートにより講師、内容の評価及び感想を把握」等があげられた。

Q14 教育委員会が実施している取組事例

消費者教育関連の取組について、代表的な取組について具体的に回答をお願いします。

消費者教育関連の取組における代表的な取組の「事業・講座名、主催組織、事業の概要、主な内容、対象者、開始年度」について、164 の教育委員会から合計 187 件の取組事例を回答頂いた。

Q15 消費者教育関連の取組事例の内容（複数選択）

【Q14 で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

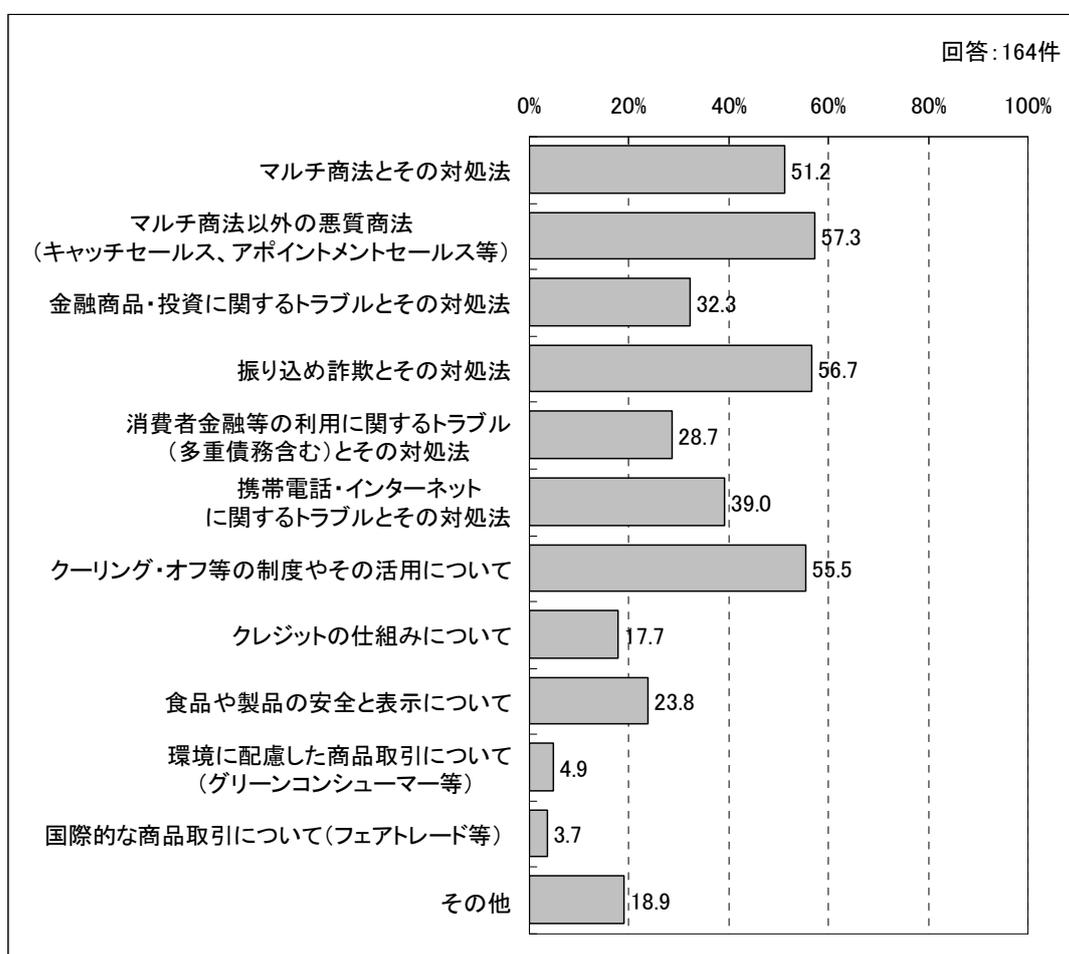


図 9 4 消費者教育関連の取組事例の内容

教育委員会が実施・協力している取組事例の主な内容としては、「マルチ商法以外の悪質商法 (57.3%)」、「振り込め詐欺とその対処法 (56.7%)」、「クーリング・オフ等の制度やその活用について (55.5%)」、「マルチ商法とその対処法 (51.2%)」が約 5 割程度と多い。

「その他 (18.9%)」としては、「商品購入や契約の体験」、「金融商品の基礎について」、「悪質商法の現状と対策について」等があげられた。

Q16 消費者教育関連の取組事例の対象者（複数選択）

【Q14で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

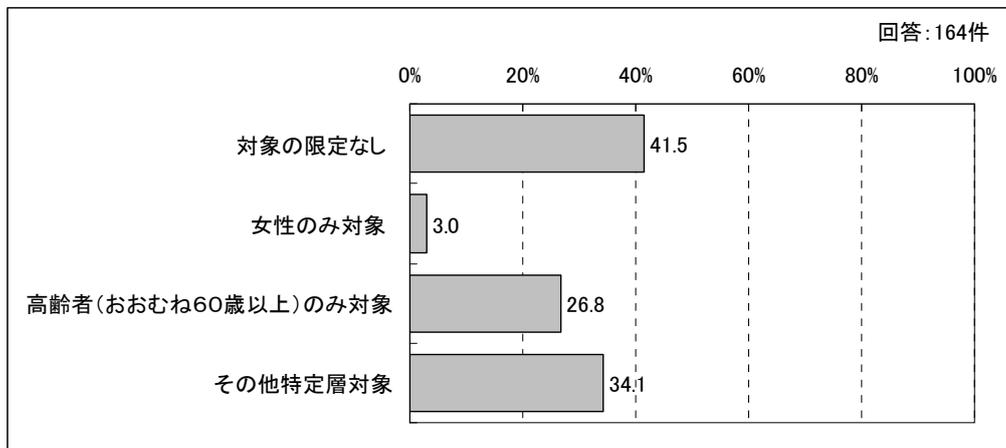


図 9 5 消費者教育関連の取組事例の対象者

教育委員会が実施・協力している取組事例における取組の対象者については、「対象の限定なし（41.5%）」が最も多い。

「その他特定層対象（34.1%）」としては、「高校生」、「PTA会員」、「小学校5・6年生」等があげられた。

Q17 消費者教育関連の取組の開始年度（一つ選択）

【Q14で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

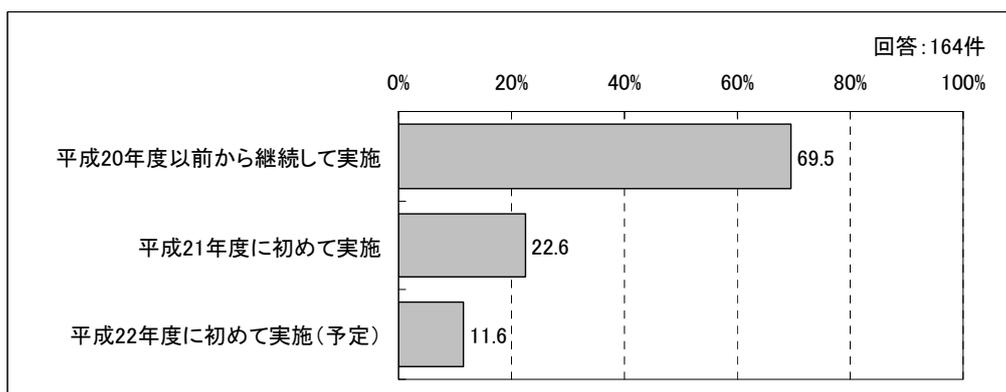


図 9 6 消費者教育関連の取組の開始年度

教育委員会が実施・協力している取組事例における取組の開始年度は、「平成20年度以前から継続して実施（69.5%）」が最も多い。「平成22年度に初めて実施（予定）」の取組は約1割であった。

Q18 社会教育施設主催の消費者教育の実施状況の把握について

所管する公民館（市町村のみ）・生涯学習センター等の社会教育施設が平成21年度に主催した、又は平成22年度に主催予定の消費者教育の実施状況を把握していますか。
（1つ選択）

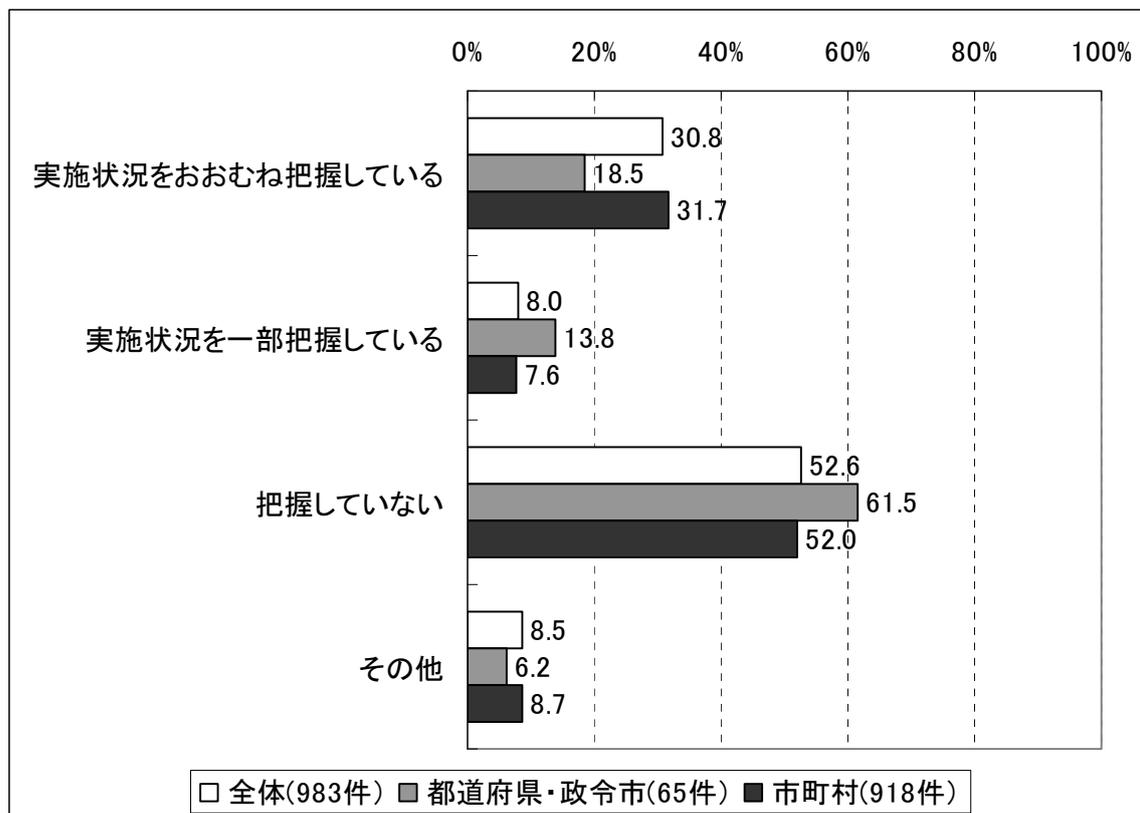


図 9 7 社会教育施設主催の消費者教育の実施状況の把握について

社会教育施設主催の消費者教育の実施状況について、約 4 割の教育委員会が何らからの形で実施状況を把握しているが、約 5 割の教育委員会については「把握していない (52.6%)」。

「その他 (8.5%)」としては、「所管する対象施設なし」、「実施していないことを把握」等があげられた。

Q19 社会教育施設主催の取組事例の回答数

【Q18で「実施状況をおおむね把握している」、「実施状況を一部把握している」を選択した場合のみ回答】

公民館や生涯学習センターが主催している消費者教育関連の取組について、代表的な取組について具体的に回答をお願いします。代表的な事例についてご回答頂ける事例数を選択ください。(1つ選択)

公民館や生涯学習センターが主催している消費者教育関連の取組における代表的な取組の「施設名、事業・講座名、事業の概要、主な内容、対象者、事業開始年度」について、159の教育委員会から合計207件の取組事例を回答頂いた。

Q20 社会教育施設主催の取組事例の実施内容

【Q19で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

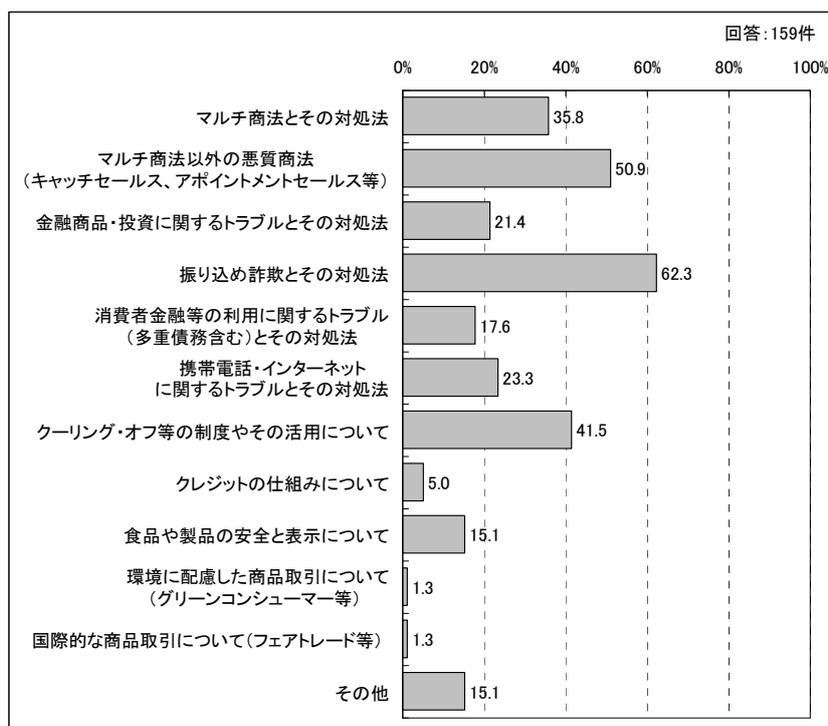


図 9 8 社会教育施設主催の取組事例の実施内容

社会教育施設主催の取組の内容としては、「振り込み詐欺とその対処法 (62.3%)」が約6割、「マルチ商法以外の悪質商法とその対処法 (50.9%)」が約5割であった。次いで、「クーリング・オフ等の制度やその活用について (41.5%)」、「マルチ商法とその対処法 (35.8%)」が約3割であった。

「その他 (15.1%)」としては、「老後の財産管理」、「地球環境に配慮した消費生活の仕方」、「金融・経済の仕組み」、「架空請求」等があげられた。

Q21 社会教育施設主催の取組の具体例の対象者（複数選択）

【Q19で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

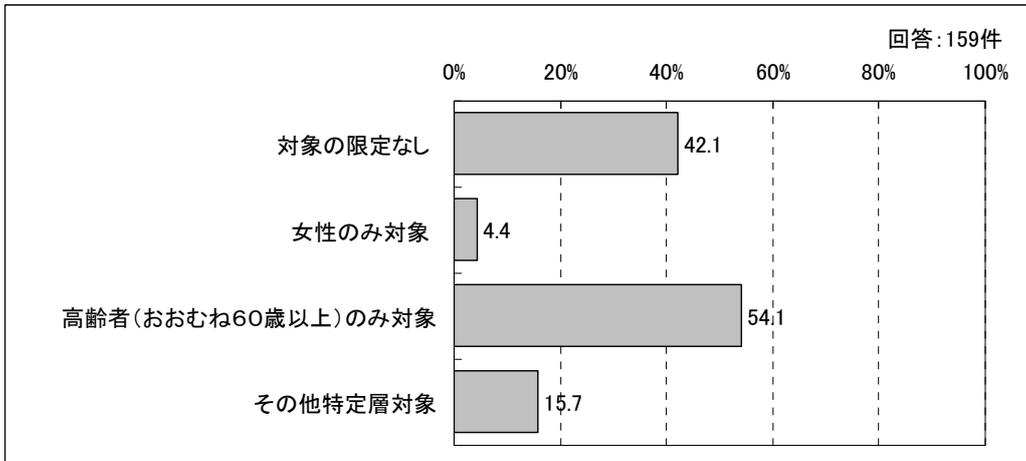


図 99 社会教育施設主催の取組の具体例の対象者

社会教育施設が主催している取組事例の対象者については、「対象の限定なし（42.1%）」が最も多い。

「その他特定層対象（15.7%）」としては、「中学校・高等学校の教員」、「小学生の保護者」、「幼児を持つ親」等があげられた。

Q22 社会教育施設主催の取組事例の事業開始年度（単一選択）

【Q19で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

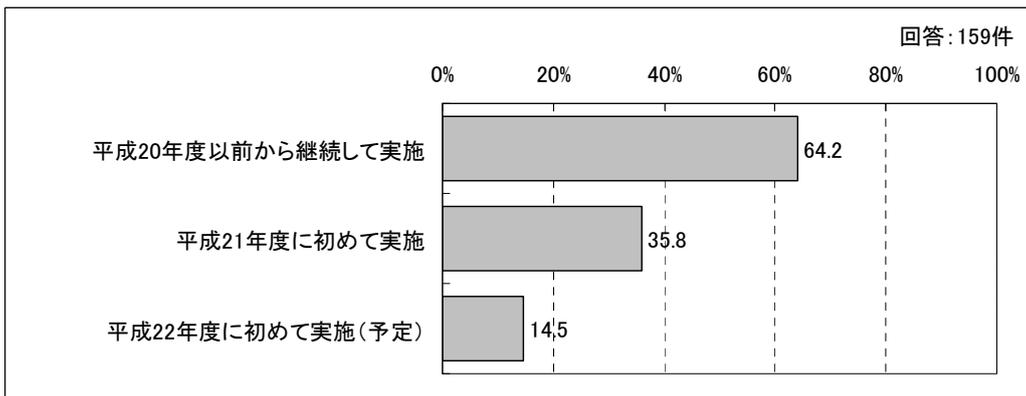


図 100 社会教育施設主催の取組事例の事業開始年度

社会教育施設が主催している取組事例における取組の開始年度は、「平成20年度以前から継続して実施（64.2%）」が最も多い。「平成22年度に初めて実施（予定）」される取組は約1割であった。

(3) 学校教育関連の取組について

Q23 学校における消費者教育の実施状況の把握について

貴教育委員会において、所管の学校（設置している学校）が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施予定の取組を把握していますか。（1つ選択）

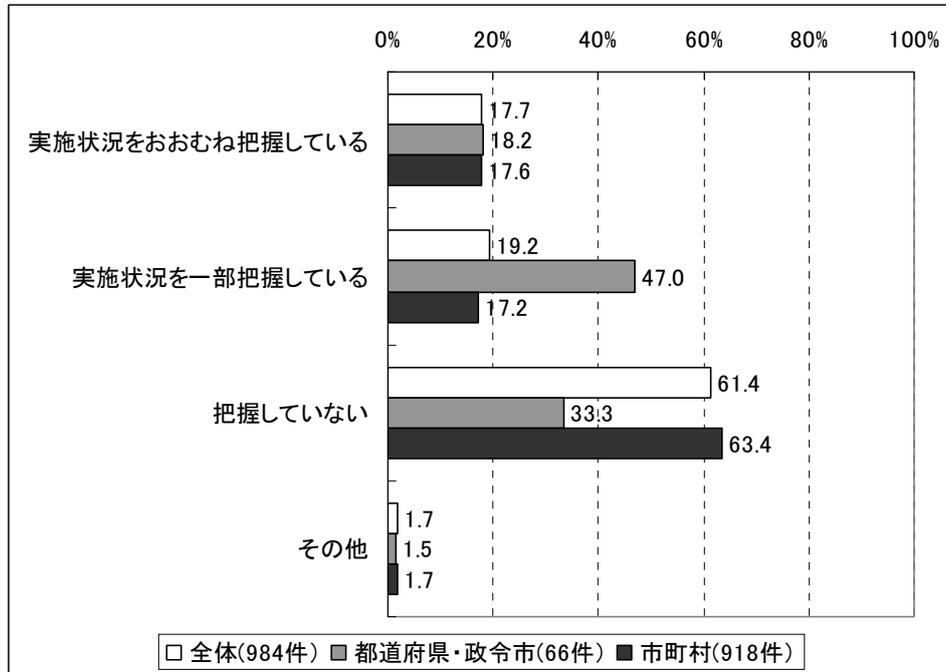


図 101 学校における消費者教育の実施状況の把握について

学校における消費者教育の実施状況について、約4割の教育委員会が何らからの形で実施状況を把握しているが、約6割の教育委員会については「把握していない(61.4%)」。都道府県・市町村別にみた場合、都道府県・政令市の約6割が実施状況を把握しており、市町村と比較して高い割合で実施状況を把握している。

「その他(1.7%)」としては、「実施していないことを把握」、「教科の中で教えている程度のみ把握」、「教育課程に位置づけられた単元として実施」等があげられた。

Q24 学校における消費者教育の回答事例

【Q23で「実施状況をおおむね把握している」、「実施状況を一部把握している」を選択した場合のみ回答】

学校が主催している消費者教育関連の取組について、代表的な取組について具体的に回答をお願いします。代表的な事例についてご回答頂ける事例数を選択ください。(1つ選択)

学校が主催している消費者教育関連の取組における代表的な取組の「事業名、実施した教科等、事業の内容、外部講師の属性、主な内容、開始年度」について、156の教育委員会から合計188件の取組事例を回答頂いた。

Q25 学校の消費者教育事例における外部講師の状況について（単一選択）

【Q24で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

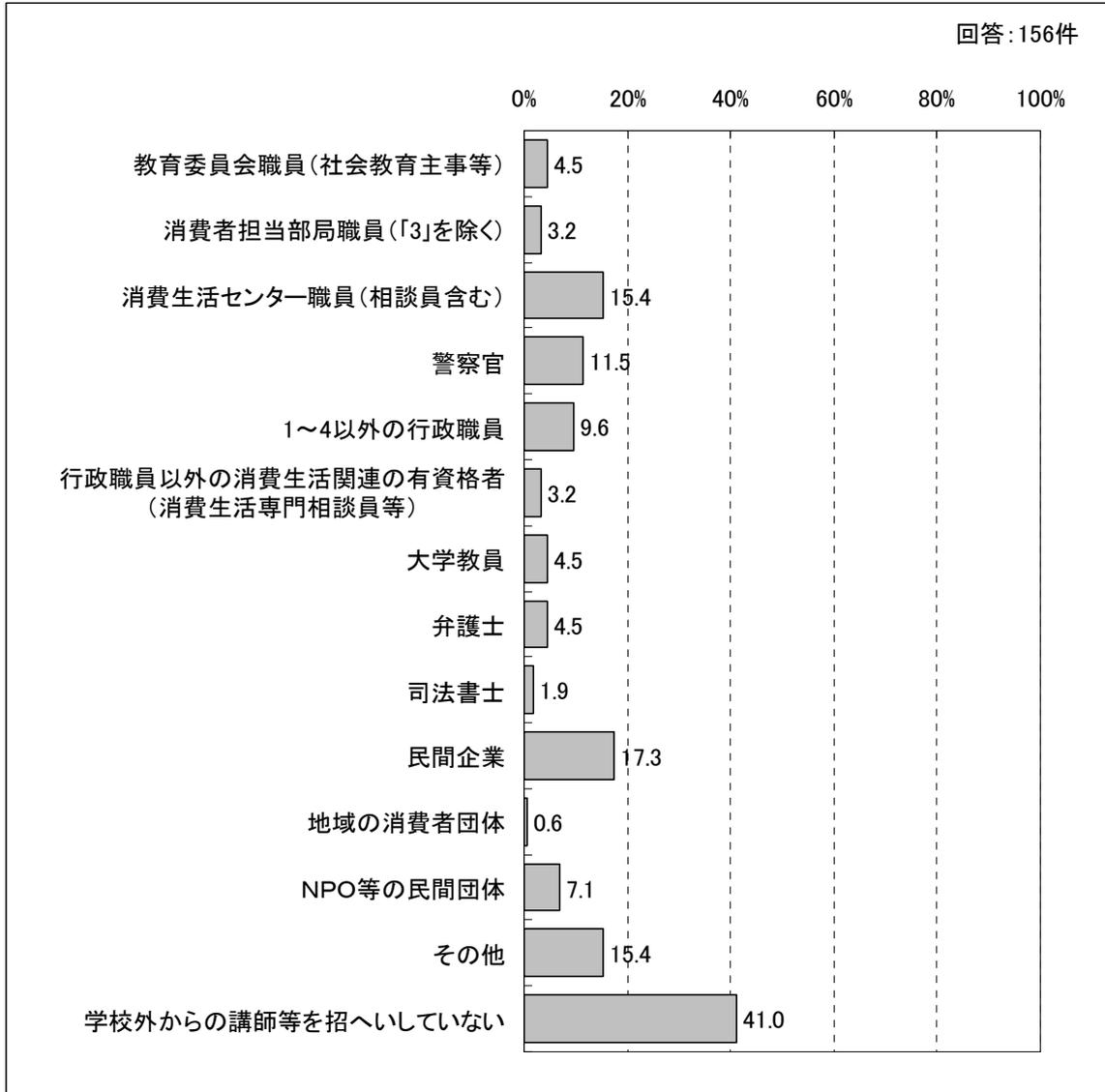


図 102 学校の消費者教育事例における外部講師の状況について

学校が主催している消費者教育関連の取組における講師としては、「消費生活センター職員(相談員含む)(15.4%)」が最も多く、次いで「警察官(11.5%)」が多い。「地域の消費者団体(0.6%)」は1%以下であった。

「1~4以外の行政職員(9.6%)」としては、「金融広報委員会」、「社会保険事務局」、「給食センター栄養技師」等、「民間企業(17.3%)」としては、「金融機関」、「通信事業者」等があげられた。また、「その他(15.4%)」としては、「地元農家」、「地域商店の事業主」、「ファイナンシャルプランナー」等があげられた。

Q26 学校の消費者教育事例の内容について

【Q24で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

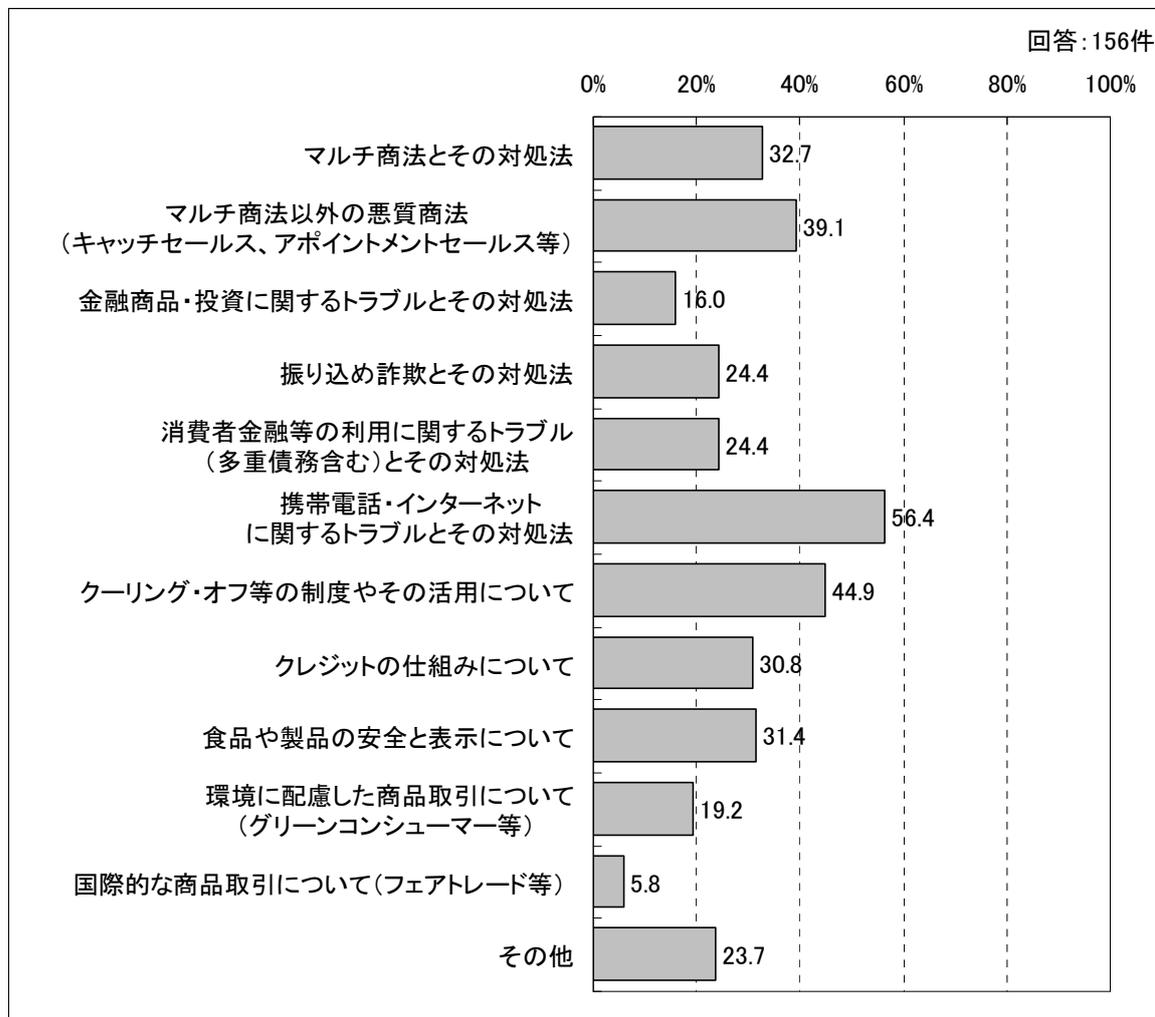


図 103 学校の消費者教育事例の内容について

学校における消費者教育の取組の主な内容としては、「携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法 (56.4%)」が最も多く約5割である。次いで、「クーリング・オフ等の制度やその活用について (44.9%)」、「マルチ商法以外の悪質商法 (39.1%)」が約4割である。

「その他 (23.7%)」としては、「お小遣いの使い方」、「金銭教育」、「税金の仕組み」等があげられた。

Q27 学校の消費者教育事例の事業開始年度について

【Q24で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

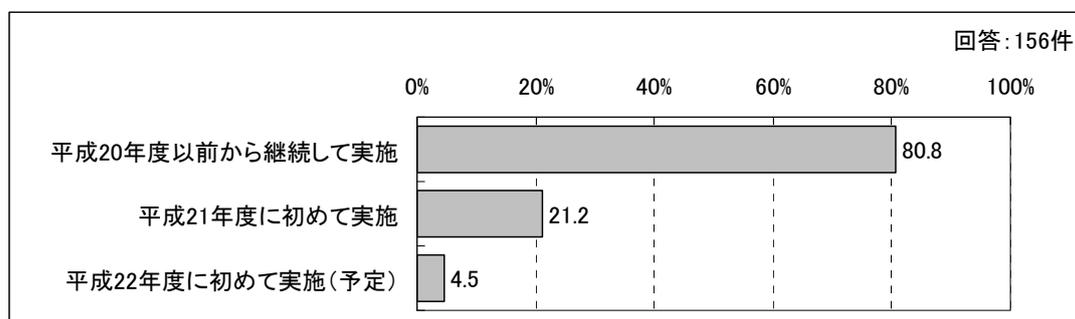


図 104 学校の消費者教育事例の事業開始年度について

学校における消費者教育の取組事例における取組の開始年度は、「平成20年度以前から継続して実施(80.8%)」が最も多い。「平成22年度に初めて実施(予定)(4.5%)」する取組は1割以下であった。

Q28 教職員研修における消費者教育の取扱い状況

貴教育委員会が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施予定の教職員対象の研修において、消費者教育に関する内容を扱っていますか。※他機関が主催する研修への教職員の派遣も含みます。(1つ選択)

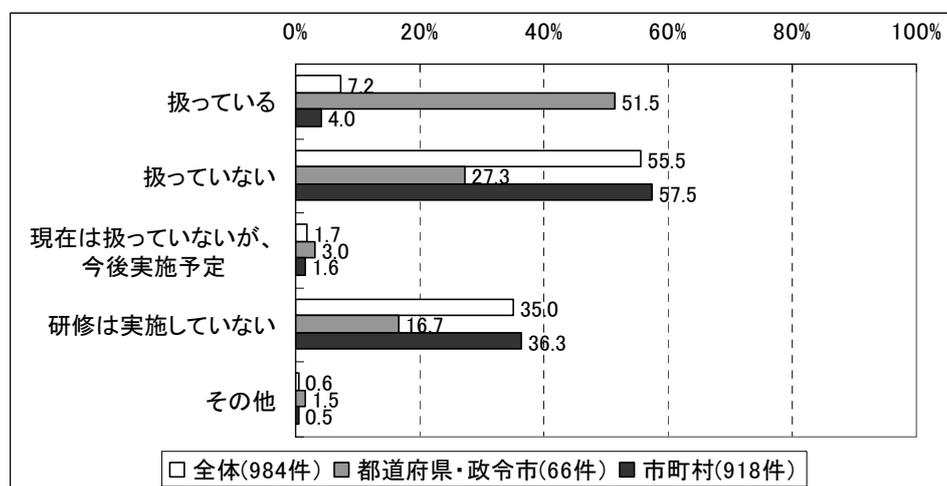


図 105 教職員研修における消費者教育の取扱い状況

教育委員会の教職員対象の研修においては、全体でみた場合には約5割が消費者教育に関する内容を「扱っていない(55.5%)」が、都道府県・市町村別にみた場合には約5割の都道府県・政令市が消費者教育に関する内容を「扱っている(51.5%)」。

「その他(0.6%)」としては、「家庭科の研修の中で、消費者教育に関する事項が含まれている場合あり」、「教育センターにおいて講座を開設」等があげられた。

Q29 教職員研修における消費者教育の内容について

【Q28で「扱っている」を選択した場合のみ回答】

貴教育委員会で実施している教職員研修制度の実施内容について伺います。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

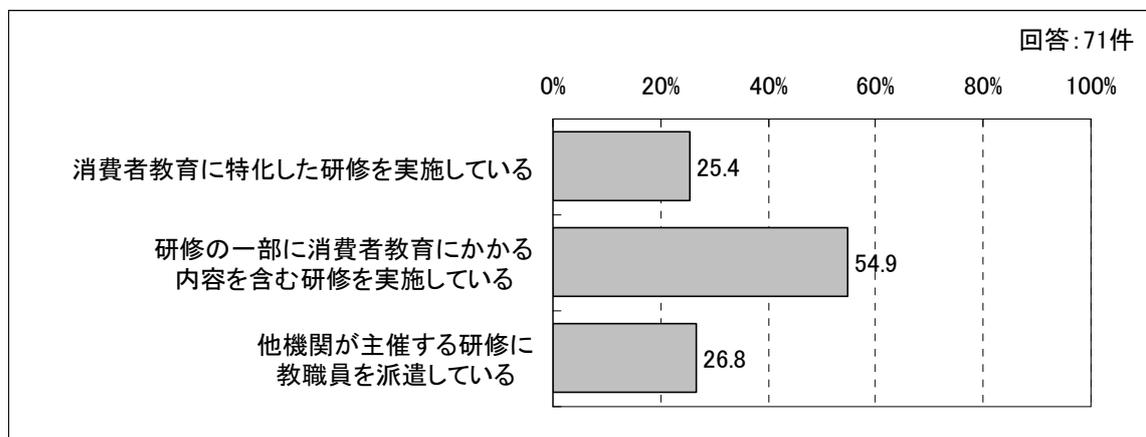


図 106 教職員研修における消費者教育の内容について

教育委員会で実施している教職員研修制度の実施内容として、約5割が「研修の一部に消費者教育にかかる内容を含む研修を実施している（54.9%）」。「研修の一部に消費者教育にかかる内容を含む研修を実施している（54.9%）」と「消費者教育に特化した研修を実施している（25.4%）」と合わせれば、約8割の教育委員会が何らかの形で消費者教育に関する研修を実施している。

「他機関が主催する研修に教職員を派遣している（26.8%）」場合の派遣先としては、「金融広報委員会」、「消費者教育支援センター」、「PTA主催事業」等があげられた。

Q30 教職員研修制度の具体的内容

【Q28で「扱っている」を選択した場合のみ回答】

貴教育委員会で実施している教職員研修制度の具体的内容について、教えてください。

① 携帯・インターネット等に関する研修

- ・ 携帯電話やインターネットの利用に関する研修会を開催し、指導者を育成（愛南町）
- ・ 生活指導主任会で携帯電話、インターネット、ネットショッピング等に関するトラブルに対する予防指導についての警察（生活安全課少年係）を招いて研修を実施（品川区）
- ・ 「子どもたちを取り巻く携帯電話・インターネットの現状」という講話を、県の教育センターから講師を招聘して、教職員対象の研修会を実施。その中で、ネットトラブルの現状として不当請求や架空請求などに対応（佐野市）
- ・ 児童生徒指導研修会等において、情報化社会におけるメールやインターネットのトラブルの内容や対処方法等を研修し、学校における情報モラル教育指導等に対応（伊勢原市）

② 年次研修

- ・ 平成21年度は初任者、5年次、10年次研修において消費者センター職員を招き、パンフレット配布及び内容の説明を30分程度実施（高知県）
- ・ 初任者研修における環境ボランティア（環境と消費の関係）をテーマとした研修（練馬区）
- ・ 教職10年経験者研修において、1講座を設置（千葉県他2自治体）
- ・ 10年経験者、家庭科教員を対象に消費者教育の研修講座を実施（奈良県他1自治体）

③ 教育センター等における研修

- ・ 県立教育研究所において「くらしとお金研修講座」を小学校教員対象に実施（奈良県）
- ・ 県の教育センターで実施している教科研修のうち、家庭科教諭を対象とした研修において、消費者教育にかかる内容に対応（長崎県）

④ 家庭科を対象とした研修

- ・ 小学校家庭科及び中学校技術家庭科家庭分野の専門研修において、小・中学校における消費者教育に関する指導の在り方について対応（埼玉県他1自治体）

Q31 教育委員会と消費者担当部局との人事交流

貴教育委員会においては、消費者担当部局との人事交流を図っていますか。(複数選択)

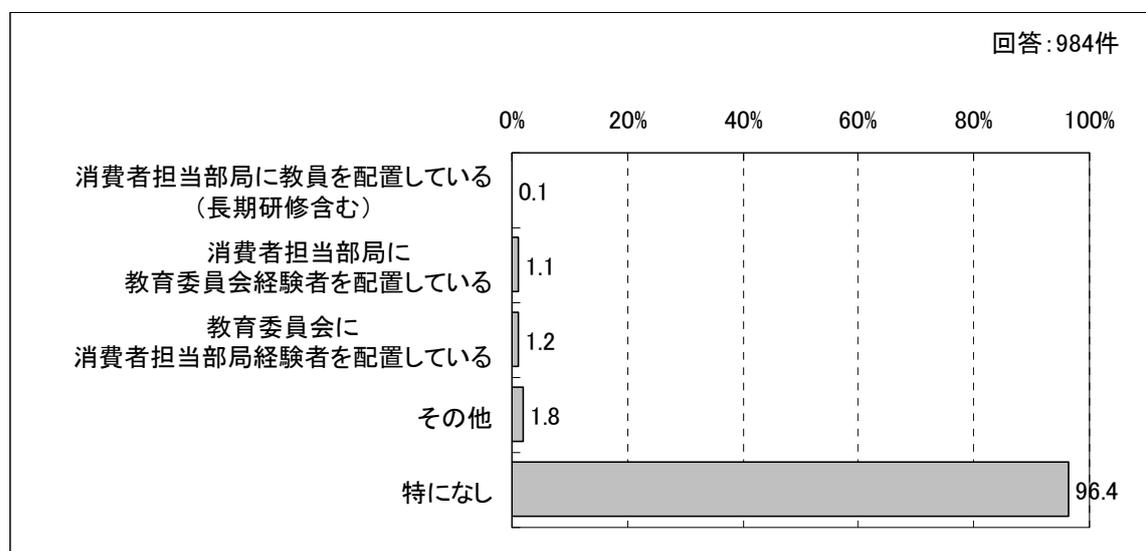


図 107 教育委員会と消費者担当部局との人事交流

教育委員会における、消費者担当部局との人事交流は 9 割以上が「特になし (96.4%)」と回答している。

「その他 (1.8%)」としては、「常時、連絡が取れる体制にあるため、人事交流は不要」、「意図はないが、人事の交流は結果」等があげられた。

(4) 消費者教育に関する今後の取組・課題について

Q32 消費者教育に関する取組

その他、消費者教育に関して特記すべき取組がありましたら、ご記入ください。
開始年度や取組の具体的な内容について記述してください。

① 家庭科等に係る取組

- ・ 中学校家庭科部会において、県作成の資料を用いて指導を実施。あわせて、指導法についての研究を実施（深谷市）
- ・ 中学校の家庭科の授業で全ての学校が、かしこい消費者という内容で授業を実施（富津市）
- ・ 小・中学校での家庭科の学習指導について 小学校では、「物や金銭の使い方と買い物」、中学校では、「消費者の基本的な権利と責任」「生活に必要な物資、サービスの適切な選択・購入及び活用」の授業のあり方の指導及び助言を実施（相模原市）
- ・ 平成11年度から中学校家庭科副読本「くらしのノート」（中学生用）を発行。平成4年度から小学校家庭科副読本「くらしのノート」（小学生用）を発行（豊中市）
- ・ 技術家庭科等の教科において実施。昨年度は情報モラル教育とのかかわりで実施（藤岡市）

② 教員向けの啓発・研修

- ・ 他課と連携し、今年度から、教員向け消費者教育セミナーを開始。また、この研修を10年経験者研修の選択研修として実施（和歌山県）
- ・ 自己破産の多い本県では、消費者教育は重要であり、毎年、教諭を対象とした研修等を開催することを希望（沖縄県）

③ その他

- ・ キャリア教育を通して、消費者教育・金融教育等を進展（津市）
- ・ 卒業を控えた高校生(3年生)を対象に、「消費者トラブルの現状と対策」等の講習会を実施し、社会人として、賢い消費者となり、消費トラブルを防ぐ消費者教育を実施（山梨県）

Q33 消費者教育に関する今後の重点課題

貴教育委員会において、今後、特に重点的に行いたいと考えている取組について教えてください。（複数選択）

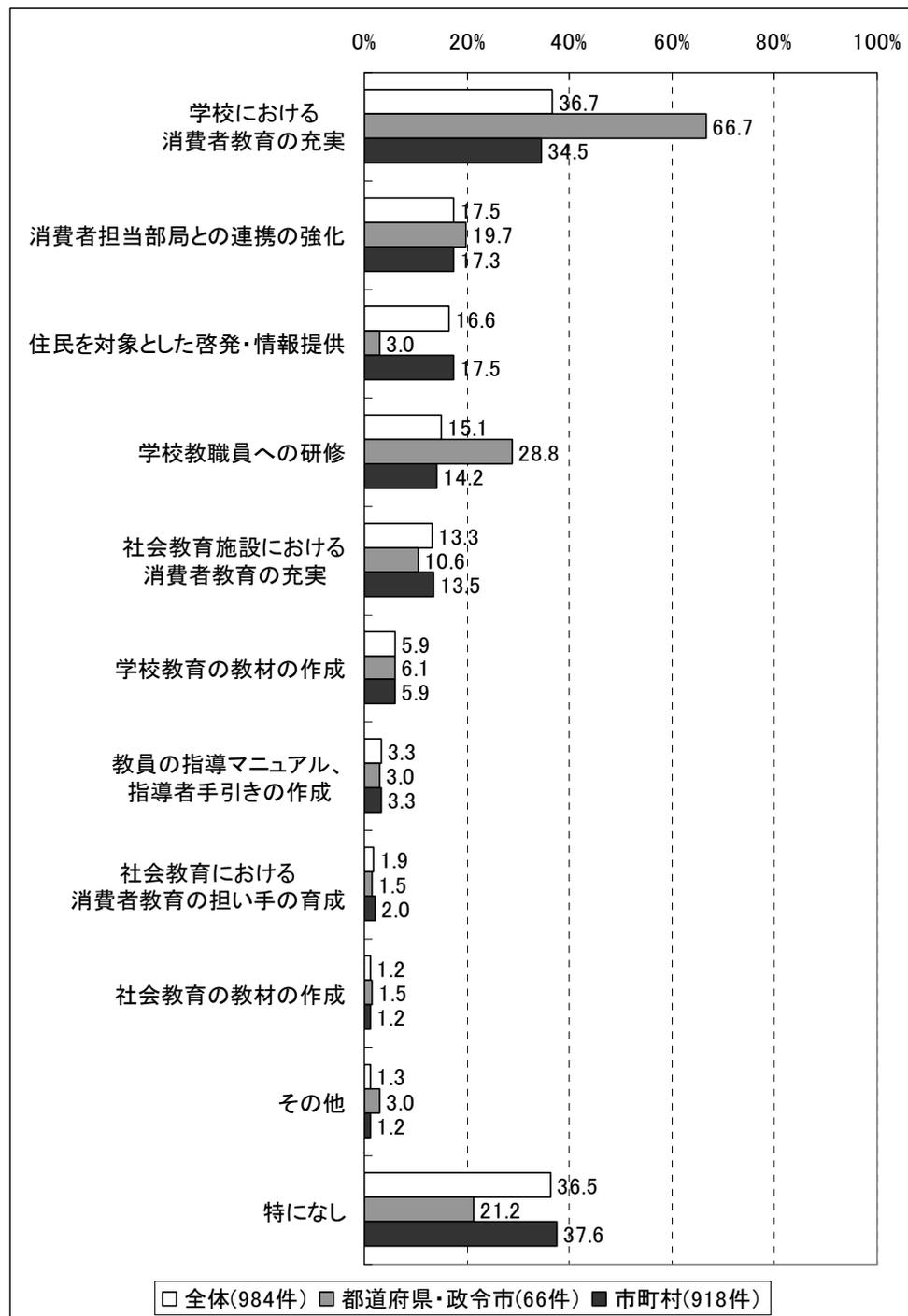


図 108 消費者教育に関する今後の重点課題

特に重点的に行いたいこととしては、「学校における消費者教育の充実（36.7%）」が最も多く、特に都道府県・政令市においては 6 割を超えている。次に「消費者担当部局との連携の強化（17.5%）」、「住民を対象とした啓発・情報提供（16.6%）」が多い。「その他（1.3%）」としては、「地元金融機関との連携」、「体制の整備」等があげられた。

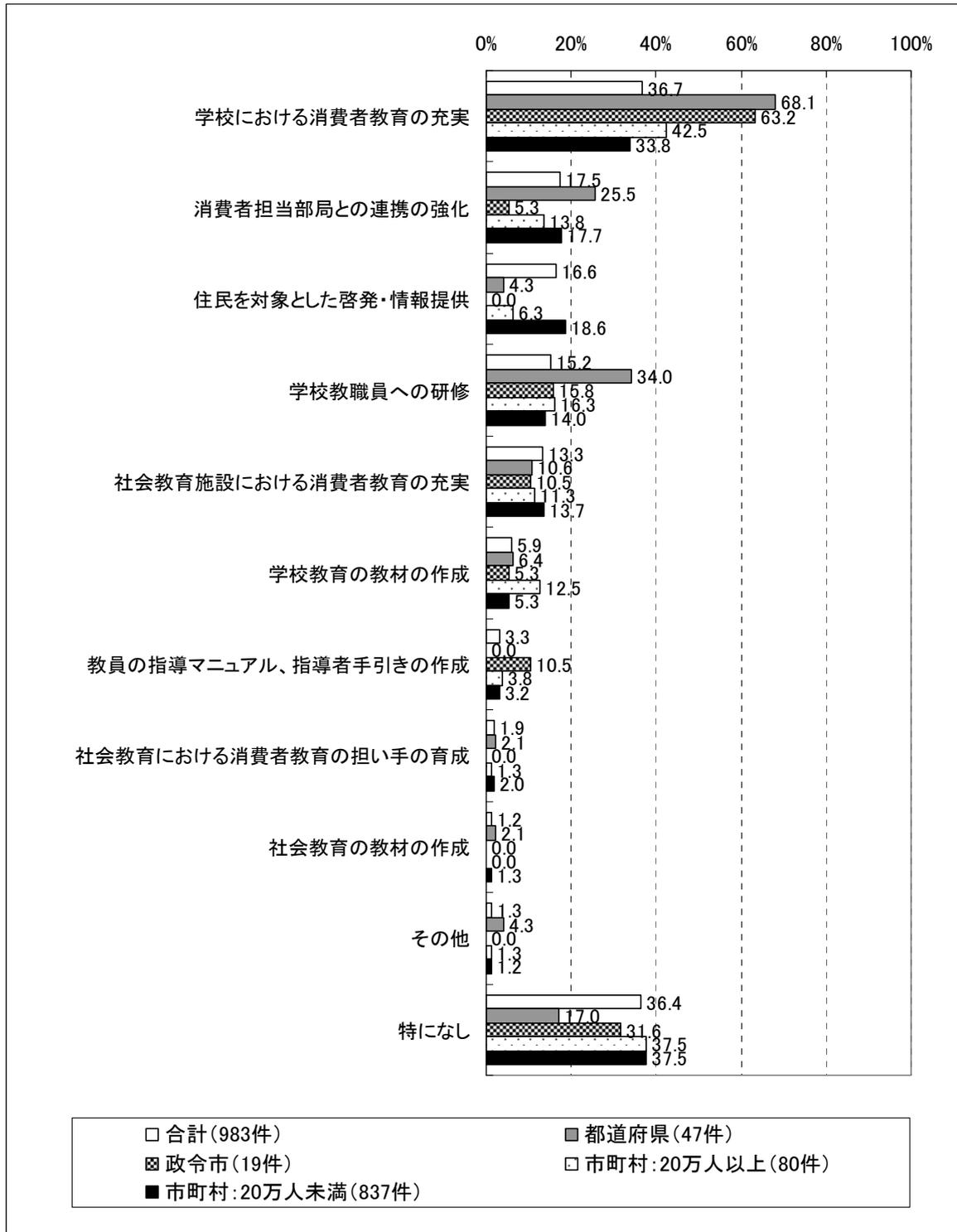


図 109 消費者教育に関する今後の重点課題（自治体規模別）

消費者教育に関する今後の重点課題について自治体規模別にみた場合、「学校における消費者教育」を自治体規模が大きくなる程、課題として捉えている割合が高い。

Q34 消費者教育を推進する際の課題

貴教育委員会において、今後、消費者教育を推進するにあたって、課題となることについて教えてください。（複数選択）

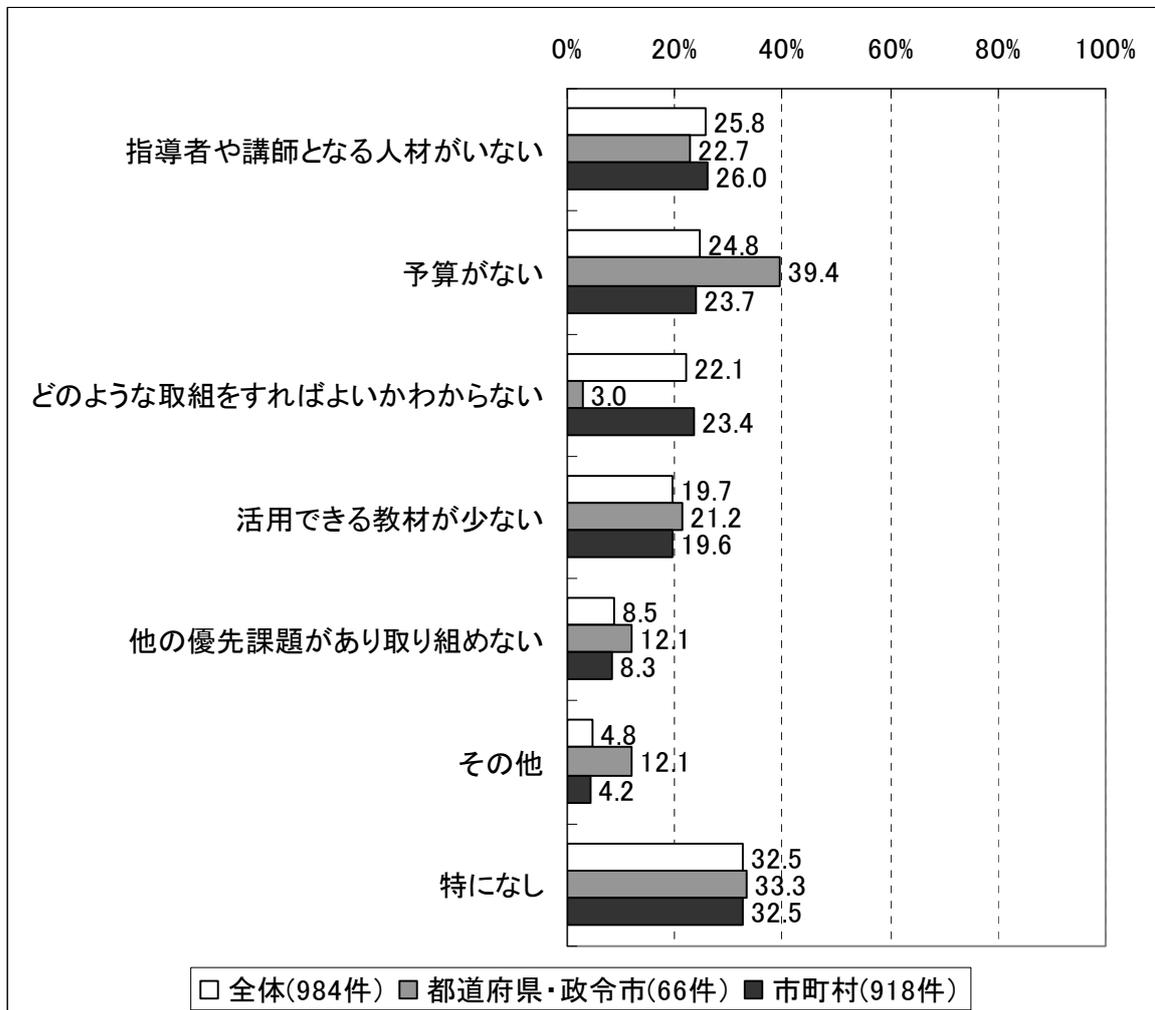


図 1 1 0 消費者教育を推進する際の課題

消費者教育を推進する際の課題としては、「指導者や講師となる人材がない（25.8%）」、「予算がない（24.8%）」、「どのような取組をすればよいかわからない（22.1%）」、「活用できる教材が少ない（19.7%）」が、それぞれ約 2 割程度があげられた。都道府県・政令市については、特に「予算がない（39.4%）」が市町村に比較して多く、「どのような取組をすればよいかわからない（3.0%）」は相対的に少ない。

「他の優先課題があり取り組めない（8.5%）」と回答した場合の具体的な優先課題としては、「学力向上」、「生徒指導」、「新学習指導要領への対応」等があげられた。また、「その他（4.8%）」としては「消費者担当部局との連携」、「授業時数確保」、「教職員への研修」等があげられた。

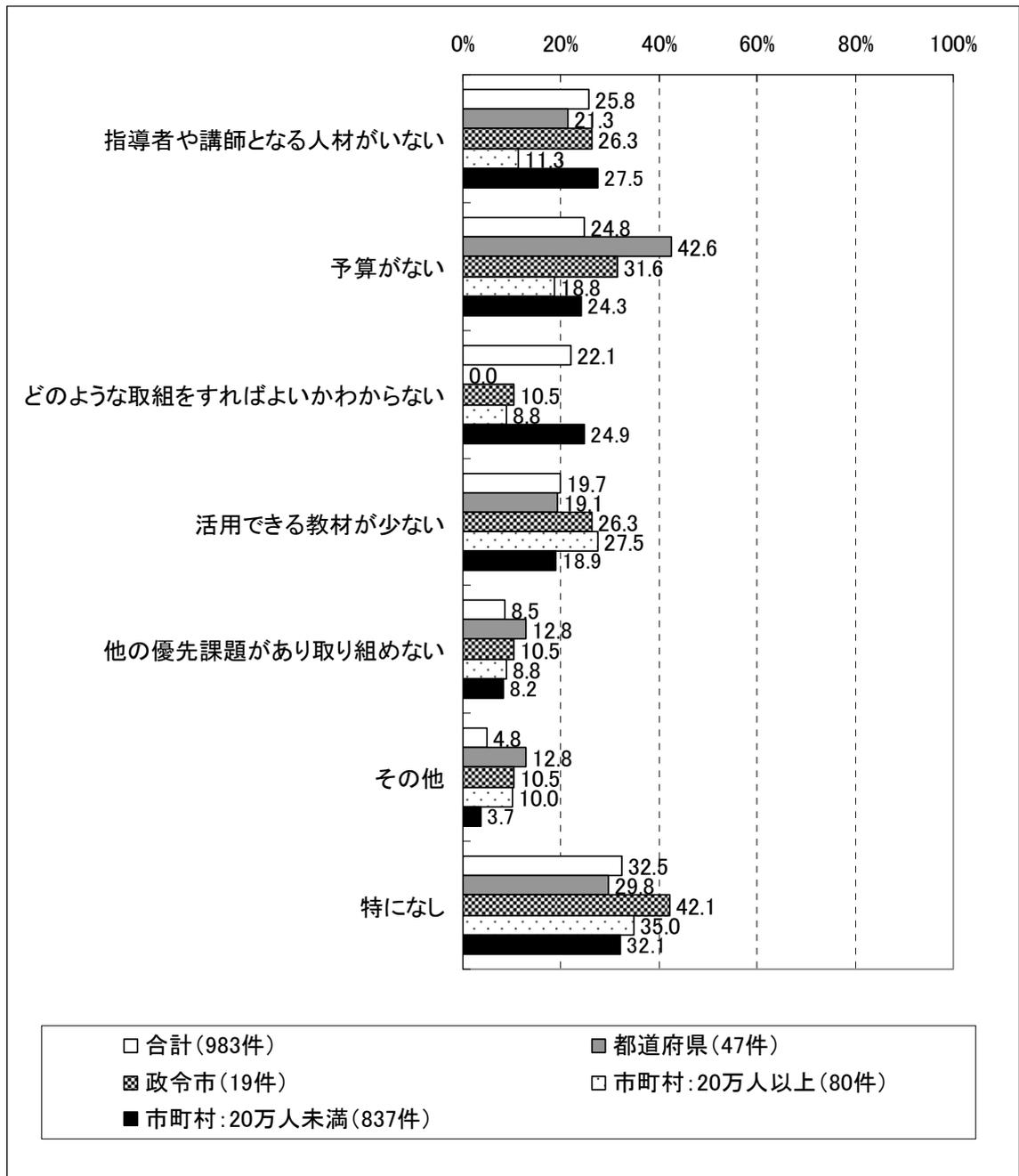


図 1 1 1 消費者教育を推進する際の課題（自治体規模別）

消費者教育を推進する際の課題について自治体規模別にみた場合、都道府県については、「どのように取組をすればよいかわからない」という回答はなく、「予算がない」という回答の割合が相対的に高い。

Q35 消費者教育推進のために国に期待すること

貴教育委員会における消費者教育推進のために、国に期待することを教えてください。
(複数選択)

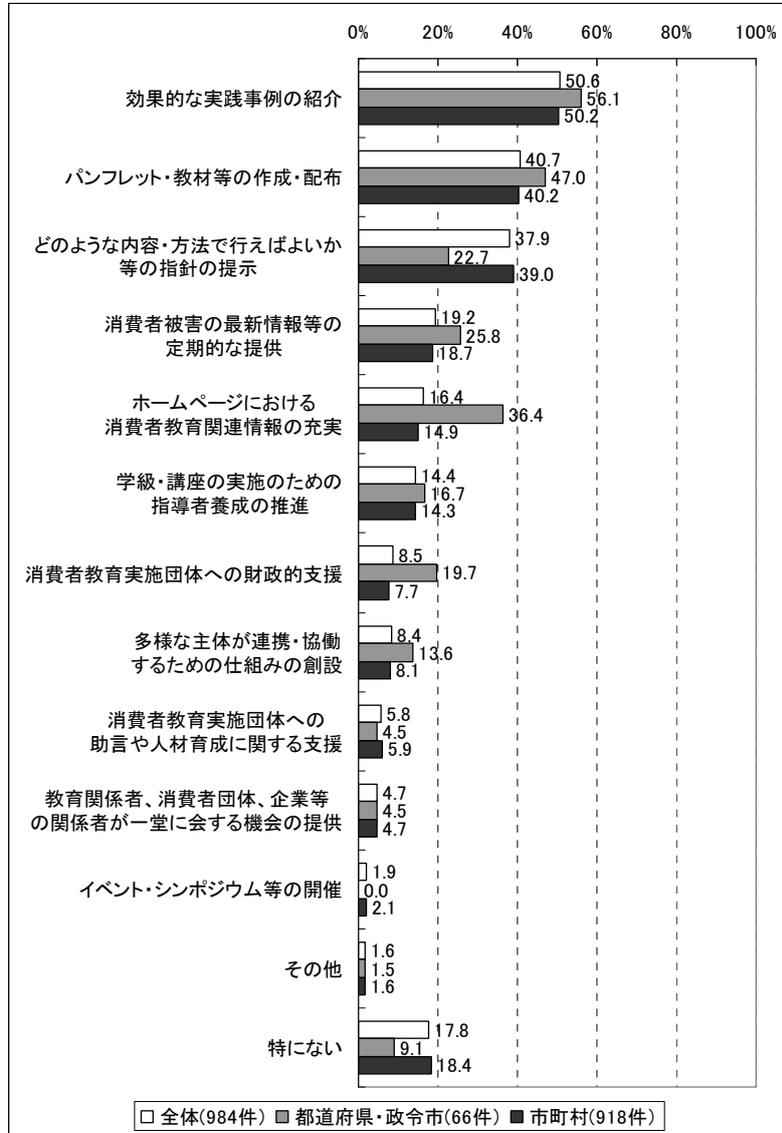


図 1 1 2 消費者教育推進のために国に期待すること

教育委員会における消費者教育推進のために、国に期待することとしては、「効果的な実践事例の紹介 (50.6%)」、「パンフレット・教材等の作成・配布 (40.7%)」、「どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示 (37.9%)」が多い。都道府県・市町村別にみた場合には、「ホームページにおける消費者教育関連情報の充実 (36.4%)」、「消費者教育実施団体への財政的支援 (19.7%)」について都道府県・政令市が市町村と比較すると多い。

「その他 (1.6%)」としては、「社会科、家庭科による具体的指導事例の提供」、「学校教育内容と関連性を明らかにした教材作成」、「新たな領域として学習するのではなく、家庭科の中で、その分野の学習を充実」等があげられた。

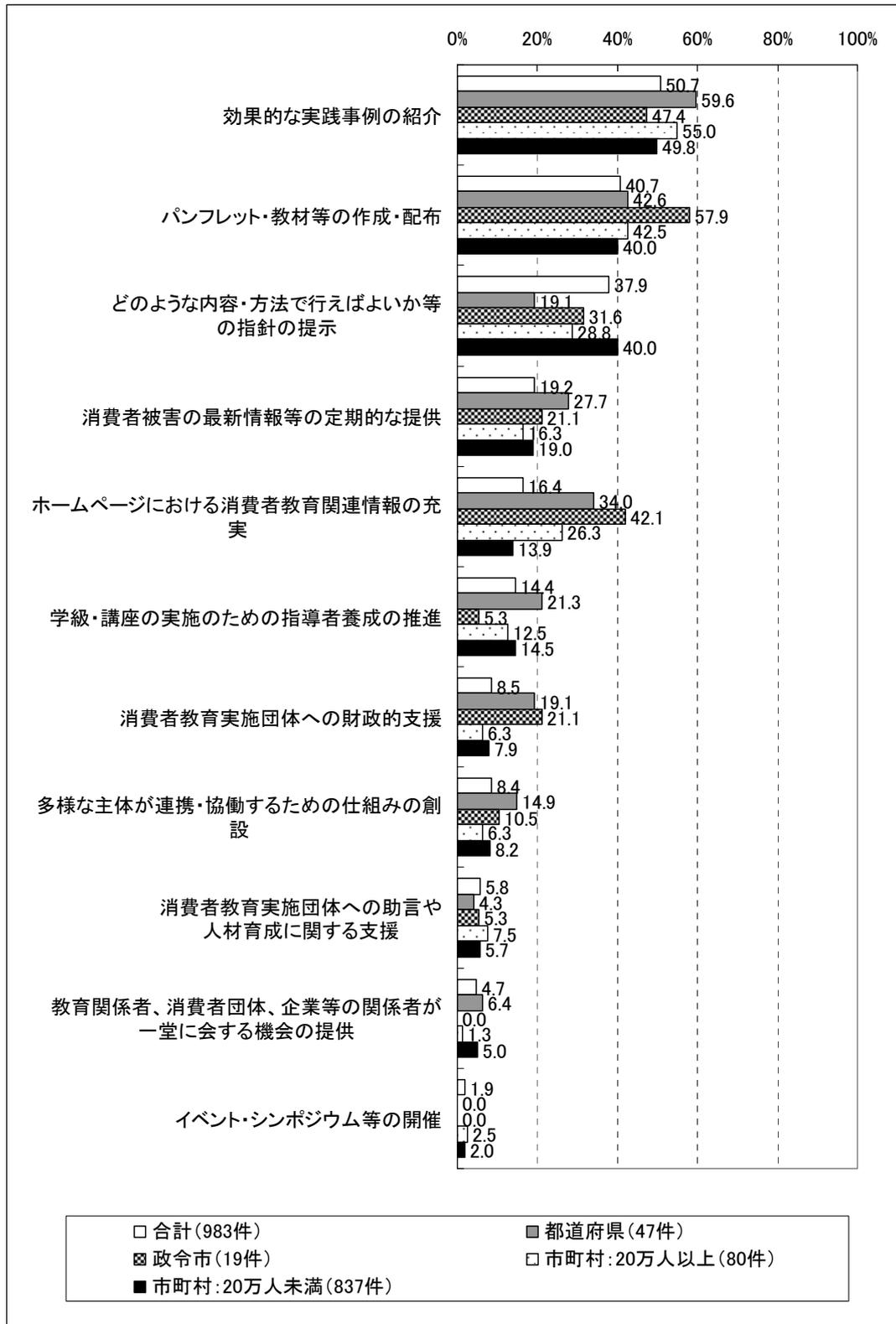


図 1 1 3 消費者教育推進のために国に期待すること（自治体規模別）

消費者教育推進のために国に期待することについて自治体規模別にみた場合、都道府県については、「どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示（19.1%）」という回答の割合が相対的に低い。